

# 寄居町災害廃棄物処理計画

令和4年7月

寄居町



# 目次

第1章 総則	1
第1節 計画策定の基本的な考え方	1
1. 計画策定の背景及び目的	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 処理主体	4
4. 災害廃棄物の基本的な流れ	5
5. 処理の基本方針	6
6. 処理期間	7
7. 計画の見直し	8
第2節 対象とする災害及び災害廃棄物の種類	9
1. 対象とする災害と被害想定	9
2. 対象とする廃棄物	11
第2章 災害廃棄物処理に関する体制	12
第1節 組織体制・指揮命令系統	12
1. 災害対策本部	12
2. 災害廃棄物処理チーム	13
3. 災害廃棄物処理チームの業務内容	14
第2節 協力支援体制	15
1. 関係機関との連携	16
2. 受援体制の整備	17
3. 災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)の活用	17
4. 事務委託	18
第3節 情報連絡体制	19
1. 情報収集	19
第4節 災害廃棄物対策に係る研修、訓練及び演習の実施	21
第3章 災害廃棄物量の推計等	22
第1節 災害廃棄物の推計式	22
1. 災害廃棄物発生量等の算定	22
2. 仮置場必要面積の算定	23
3. し尿、生活ごみ・避難所ごみの算定	23
第2節 一般廃棄物処理施設の概要	25
1. 一般廃棄物処理施設	25
2. 一般廃棄物処理施設の稼働状況についての情報収集	25
第4章 災害廃棄物対策	26
第1節 災害廃棄物処理	26
1. 処理スケジュール	26
2. 災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化の流れ	27
3. 仮置場の選定・準備	28

4. 仮置場の設置.....	33
5. 仮置場の管理・運営.....	39
6. 仮置場の返還.....	40
7. 環境モニタリング.....	41
8. 分別・処理・再資源化.....	42
9. 被災家屋の解体・撤去.....	44
10. 適正処理が困難な廃棄物.....	46
11. 稲わら等の対応.....	52
第5章 町民への広報啓発.....	53
第1節 広報啓発周知方法.....	53
1. 平時.....	53
2. 災害時.....	53
第6章 災害廃棄物処理実行計画.....	55
第1節 実行計画の策定.....	56
第2節 実行計画の見直し.....	56
第7章 災害廃棄物処理による補助金.....	57
第1節 補助金の種別.....	57
第2節 申請事務.....	58
1. 活動の記録.....	58
2. 申請の流れ.....	59
資料編.....	60

# 第1章 総則

---

## 第1節 計画策定の基本的な考え方

### 1. 計画策定の背景及び目的

東日本大震災、熊本地震及び九州北部豪雨等、大規模災害の発生時における災害廃棄物の発生量は極めて膨大なものとなり、被災地の復旧・復興にとって、いかにこの災害廃棄物を迅速に処理するかが、大きな課題となっています。

これらの教訓を踏まえ、国においては、近年発生した大規模災害による大量の災害廃棄物の発生に鑑み、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び災害対策基本法の一部改正（平成27年7月17日公布）、廃棄物処理法の基本方針へ災害廃棄物対策事項を追加する等、地方公共団体における災害対応力強化のための取組を進めています。さらに、平成30年3月に災害廃棄物対策指針の改定を行い、実践的な対応につながる事項の充実や平時の備えの充実を図っています。

埼玉県においても、平成29年3月に県内の市町村が災害廃棄物処理計画を策定する際の指針となる「埼玉県災害廃棄物処理指針」を策定したところです。

このような状況のもと、本町としても、大規模災害時における災害廃棄物の処理について、迅速かつ適正に処理を行い、一刻も早い復旧・復興ができるよう寄居町災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。本計画は、寄居町地域防災計画に基づき、災害廃棄物処理の対応について、その方策を示すとともに、東日本大震災の経験等により蓄積された成果を踏まえ、本町における平時の備えや、発災時の状況に則した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものです。

なお、本計画は寄居町地域防災計画や被害想定が見直された場合等の前提条件に変更があった場合、さらに地域にかかる社会情勢の変化や、今後新たに本計画が対象としている災害による被害が発生した場合等、必要に応じて適宜見直しを行います。

## 寄居町

- ・人口 32,462 人(令和 4 年 4 月 1 日現在)※1
- ・世帯数 14,833 世帯 ※2
- ・面積 64.25km<sup>2</sup>

寄居町は、埼玉県の北西部、都心から 70 km圏に位置し、荒川の清流が秩父の山間から関東平野に流れ出す扇状地の要に発達した、山美しく水清らかな町です。山地、丘陵、台地、低地と多様な地形に恵まれており、荒川が町域の中央を屈曲しながら、見事な風致を呈して東流しています。昭和 55 年に開設された関越自動車道花園インターチェンジを玄関口に、国道 140 号と 254 号、JR八高線・東武東上線・秩父鉄道線が結節する交通の要衝地です。

※1※2 寄居町住民基本台帳による

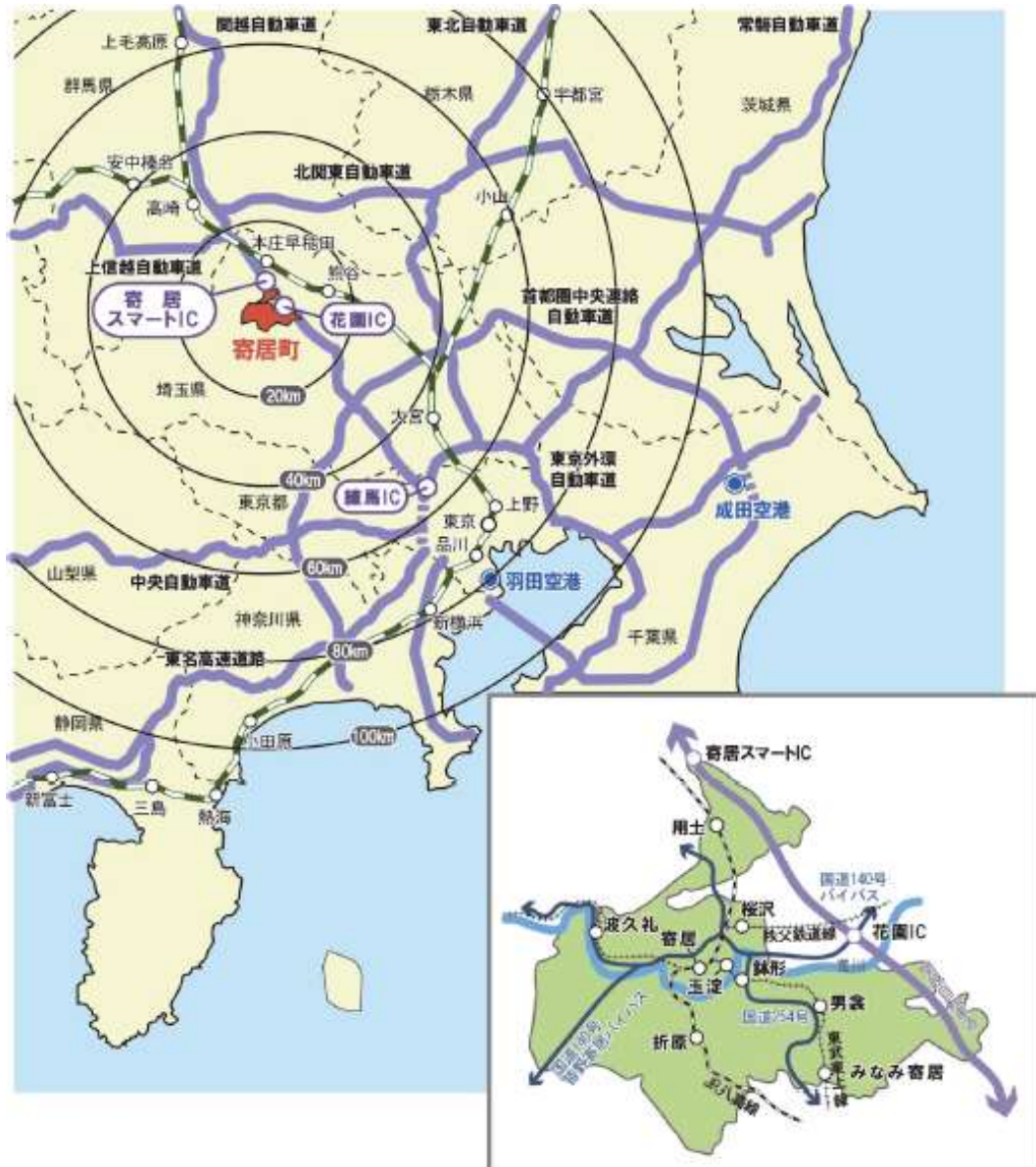
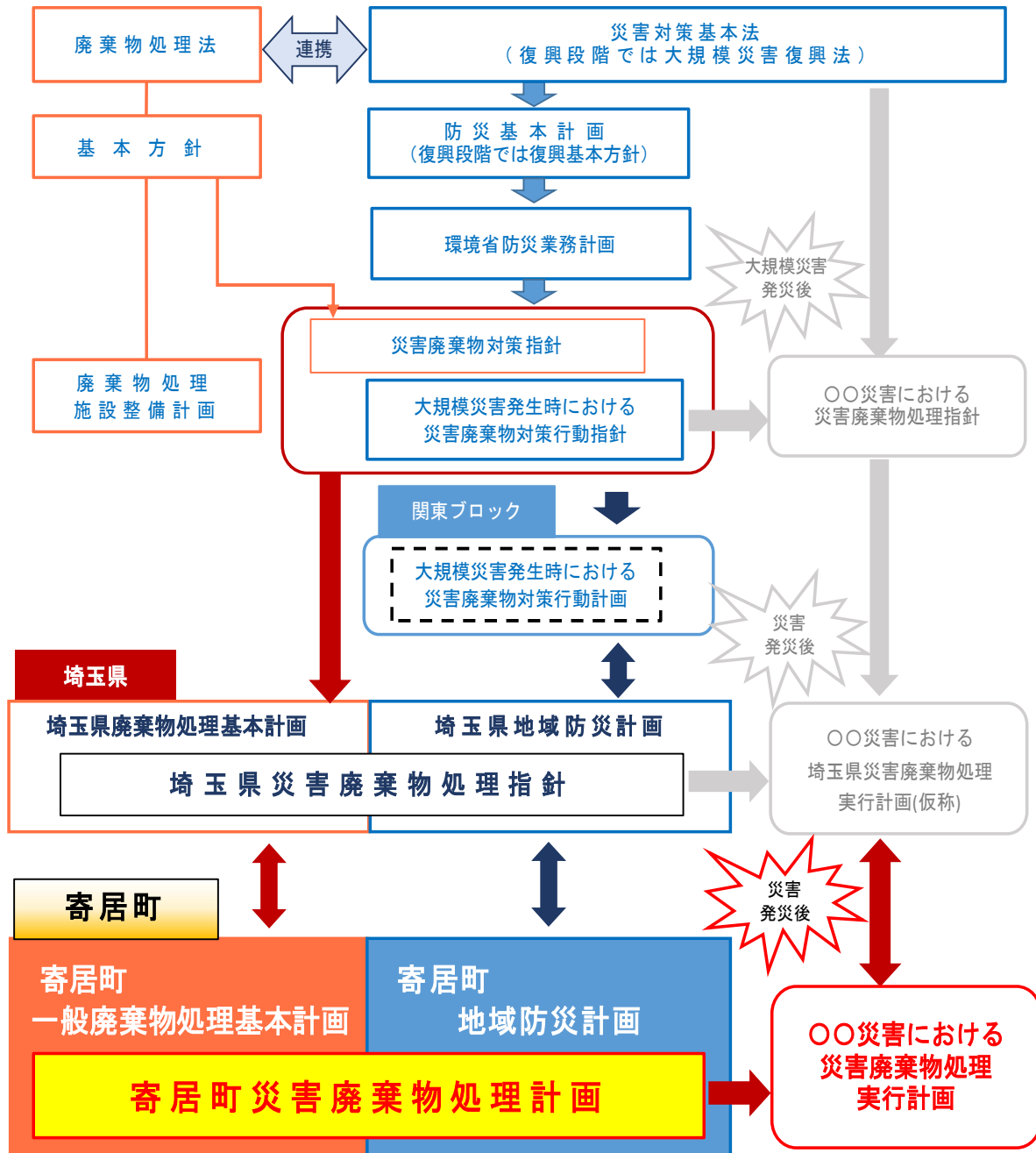


図 1-1 本町の位置

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、担当部署等の具体的な役割を示すものであり、環境省の定める災害廃棄物対策指針や廃棄物処理法に基づき策定し、埼玉県災害廃棄物処理指針及び寄居町地域防災計画等との整合を図り、平時及び災害時における本町の災害廃棄物対策について整理します。



参考：災害廃棄物対策指針（平成30年改定）

図 1-2 本計画の位置付け

### 3. 処理主体

災害廃棄物は、廃棄物処理法において一般廃棄物に区分され、本町で発生した災害廃棄物の処理は、本町が主体となって処理を行うことを基本とします。被災規模、災害廃棄物の量や種類により、本町で処理することが困難な場合は、近隣市町村及び民間事業者等からの支援並びに事務委託等により国や県の支援を受けながら処理を行います。

#### (1) 本町に係る関係機関等の役割

災害時に適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の処理を進めるためには、処理に関わる国、県、事業者及び町民の役割を明確にし、その役割を果たせるよう、事前に備えることが必要となります。本町に係る関係機関等の役割は以下のとおりです。

##### ① 国の役割

- ・大規模災害を想定した災害廃棄物に関する平時からの備えと災害が発生した後の対応の両方について、基本的な方針を示します。
- ・都道府県間における連絡調整や災害廃棄物対策の支援等を行います。
- ・専門家等からなる災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）を整備し、災害時には専門家チームの派遣等を行います。
- ・大規模災害時における、特例措置を検討し整理します。
- ・財政措置等の事務手続きの簡素化、速やかな交付等を行います。
- ・県及び市町村による災害廃棄物の処理が困難な場合、災害対策基本法に基づく市町村からの要請を受け、必要と認めた場合に代行処理を行います。

##### ② 県の役割

- ・市町村に対して、災害廃棄物に関する情報提供や技術的支援を行い、市町村における災害廃棄物対策を促進します。
- ・県内の市町村、隣接する県、国及び関係団体との間で、支援及び協力体制を整えること等災害廃棄物処理に関する一連の業務についての連絡調整を行います。
- ・市町村や関係機関と連携し、県内における処理全体の進捗管理を行います。
- ・必要に応じて、市町村から事務委託を受けて処理を行います。
- ・大規模災害時に、市町村が災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合は、必要な支援を行います。
- ・国に対して関係法令に関する特例措置、財政支援措置等を要請します。

##### ③ 事業者の役割

- ・災害廃棄物の処理に関する事業者は、災害時に災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に協力します。
- ・廃棄物処理施設を保有し、災害廃棄物を排出する可能性がある民間事業者は、県の要請に応じて保有する廃棄物処理施設の活用に関与します。
- ・本町及び県と災害時の協力協定を締結している関係団体は本町の要請に応じて

速やかに支援等に協力します。

- ・事業者は、事業場から排出される廃棄物の処理を原則、自ら行います。なお、非常災害時に危険物、有害物質等を含む廃棄物その他適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性のある場合は、これらの災害廃棄物を主体的に処理するよう努めます。

#### ④町民の役割

- ・本町及び県が行う災害廃棄物処理に関して知識・意識の向上に努めます。
- ・災害廃棄物における分別の徹底、適正かつ円滑・迅速な処理に協力します。

### 4. 災害廃棄物の基本的な流れ

本町は、自らが被災することを想定し、災害予防、災害応急対応、復旧・復興等に必要な事項を平時に準備しておくとともに、支援市町村になることも想定し、必要となる事項を計画する必要があります。

災害廃棄物の処理に関する計画は、表 1-1 に示すように①平時②初動対応準備期③応急対応期（初動期含む）④復旧・復興期の各段階があり、それぞれの時期区分ごとの特徴に応じた対応を行います。

表 1-1 発災後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
平時	災害発生までの期間	
初動対応準備期	風水害等の災害の発生が予見できる時期 (災害廃棄物処理に係る準備期間)	発災数日前
初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備, 被害状況の確認, 必要資機材の確保等をする期間)	発災後数日間
応急対応期	避難所生活が本格化し, 人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備や処理が開始される時期)	～3ヶ月程度
復旧・復興期	避難所生活が終了する時期 (生活ごみ処理等が通常化し, 災害廃棄物の本格的な処理が行われる期間)	～3年程度

## 5. 処理の基本方針

災害廃棄物処理にあたり、市町村等、関係機関の支援・連携により既存処理施設による処理を進めることを基本とします。被災規模により、既存処理施設での処理が困難な場合は、仮設処理施設や広域処理体制による対応を検討します。また、町民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のために迅速な対応と、分別・選別・再利用・リサイクルによる減量化も必要です。

本計画における災害廃棄物処理の基本方針は、次のとおりとします。

### **基本方針1 迅速な処理**

- ・災害廃棄物の適正な処理体制を確保し、時々刻々と変化する状況に迅速に対応することで、町民の生活環境を保全し、地域の早期復興を図ります。

### **基本方針2 計画的な処理**

- ・一時的に多量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場を適正に配置し、計画的に処理します。
- ・本町による処理が困難な場合は、県や近隣市町村等と連携して処理を行います。

### **基本方針3 衛生的な処理**

- ・腐敗性廃棄物は、悪臭や害虫の発生等を考慮し、生活衛生の確保を最重要事項として対応します。
- ・し尿や生ごみについては、速やかに分別収集し、優先的に焼却処分を行います。

### **基本方針4 環境に配慮した処理**

- ・混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正な処理を行います。
- ・特に不法投棄及び野焼きの防止には十分留意します。

### **基本方針5 リサイクルの推進**

- ・多量に発生する災害廃棄物の分別を徹底し、リサイクルを推進します。

### **基本方針6 安全な作業の確保**

- ・発災時の清掃業務は、発生量や廃棄物の組成、危険物の混入等が考えられることから、作業に従事する町民、民間事業者、ボランティア及び町職員の安全確保に努めます。

## 6. 処理期間

復旧・復興に向けて本町が災害廃棄物処理を行うにあたり、過去の災害の処理期間から、本計画における災害廃棄物の処理期間を災害発生後3年以内とします。

表 1-2 過去大災害の災害廃棄物の発生量

災害名	発生日月	災害廃棄物量	損壊家屋数（棟）	処理期間
阪神・淡路大震災	1995年 1月	1,500万トン	全壊：104,906 半壊：144,274 一部損壊：390,506 焼失：7,534	約3年
新潟県中越地震	2004年 10月	60万トン	全壊：3,175 半壊：13,810 一部損壊：103,854	約3年
東日本大震災	2011年 3月	3,100万トン ※津波堆積物含む	全壊：118,822 半壊：184,615	約3年 ※福島県除く
広島県土砂災害	2014年 8月	52万トン	全壊：179 半壊：217 一部損壊：189 浸水被害：4,164	約1.5年
関東・東北豪雨	2015年 9月	5万2千トン	全壊：53 半壊：5,054 浸水被害：3,220	約1年
平成28年熊本地震 (熊本県)	2016年 4月	311万トン	全壊：8,668 半壊：34,492 一部損壊：154,098	約2年
平成30年7月豪雨	2018年 7月	200万トン	全壊：6,603 半壊：10,012 一部損壊：3,457 床上浸水：5,011 床下浸水：13,737	約2年
北海道胆振地方 東部地震	2018年 9月	7万4千トン	全壊：491 半壊：1,816 一部損壊：47,105	約2年
令和元年房総半島台風 ・東日本台風	2019年 9月,10月	215万トン (2019.12時点)	全壊：3,567 半壊：32,738 一部損壊：102,132 床上浸水：7,903 床下浸水：22,710 (2020.1時点)	約2年

出典：

近年の自然災害における災害廃棄物対策について 令和元年7月3日及び令和2年10月29日

令和元年台風第15号・第19号における災害廃棄物対応 環境省 令和2年3月3日

平成30年北海道胆振東部地震により発生した災害廃棄物処理の記録 環境省北海道地方環境事務所 令和3年3月

## 7. 計画の見直し

本計画は、地域防災計画や被害想定等の前提条件に変更があった場合、他自治体の災害の検証結果や職員の教育訓練等で問題や課題が明確になった場合、新たな処理施設が稼働した場合等、必要に応じて見直し、実効性を高めていきます。

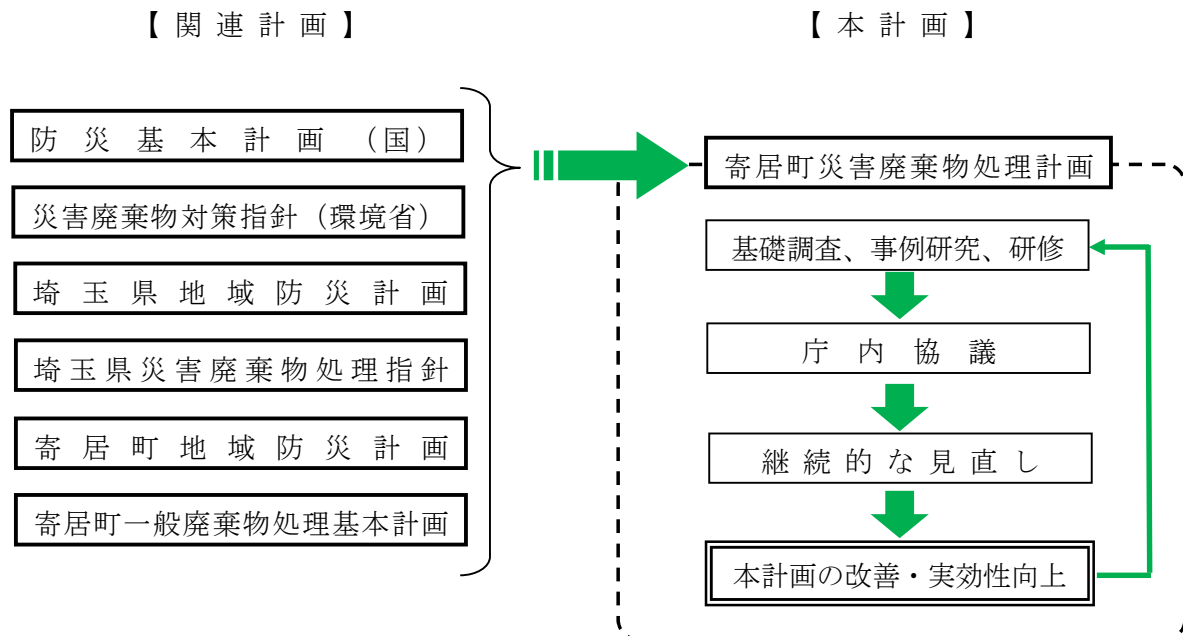


図 1-3 本計画の進捗管理・見直し

## 第2節 対象とする災害及び災害廃棄物の種類

### 1. 対象とする災害と被害想定

#### (1) 対象とする災害

本計画では、寄居町地域防災計画及び埼玉県災害廃棄物処理指針に基づき、本町に与える被害が最も大きく、災害廃棄物発生量の排出が多い「関東平野北西縁断層帯地震」の被害想定を用いて対策を行います。また、気象条件等は、寄居町地域防災計画における被害が最も大きい「冬の夕方 18 時 風速 8m/s 破壊開始点北」を想定します。風水害に関しては、本町では被害想定が出ていないため、地震に準じた対策を行うこととします。

また、火山噴火に関しては、富士山の噴火により本町でも 0.5 cm の降灰が予測されていますが、これらによる被害に関して想定が困難であるため、地震に準じて対策を行うこととします。

表 1-3 想定する地震

種 類	活断層で発生する地震
	関東平野北西縁断層帯
震 源	深谷断層・綾瀬川断層
規 模 (マグニチュード)	M8.1
発生するとされている確率	今後 30 年以内の発生確率は 0～0.008%

出典：寄居町地域防災計画

#### (2) 被害想定

関東平野北西縁断層帯地震の被害想定を以下に示します。

##### ① 建物被害

表 1-4 建物の被害棟数

被害区分	条件	被害予想結果	
		全壊数 (棟)	半壊数 (棟)
揺れによる被害	木造建物	2,257	1,211
	非木造建物	137	290
	小計	2,393	1,501
急傾斜地崩壊による被害		8	18
火災による被害		261	
延べ棟数		2,662	1,519

出典：埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）

## ②避難者数

予想される避難者数を以下に示します。

表 1-5 想定避難者数

避難者数	人数（人）
発災 1 日後	5,185
発災 1 週間後	6,883
発災 1 か月後	9,090

出典：埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）

## ③上下水道の被害

予想される上下水道の被害を以下に示します。

表 1-6 上下水道の被害

上水道	断水人口（人）	断水率（％）	被害箇所数
	27,729	77.5	191
下水道	機能支障人口（人）	被害率（％）	被害延長（km）
	2,518	35.8	12

出典：埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）

## (3) 想定地震における災害廃棄物の発生量

関東平野北西縁断層帯地震における災害廃棄物発生量を表 1-7～1-8 に示します。

表 1-7 災害廃棄物発生量（被害区分）

揺れ (t)	液状化 (t)	急傾斜地崩壊 (t)	火災 (t)	合計 (t)
433,305	—	1,864	15,601	450,770

出典：埼玉県災害廃棄物処理指針

表 1-8 災害廃棄物発生量（種類別）

可燃物 (t)	不燃物 (t)	コンクリートがら (t)	金属 (t)	柱角材 (t)	合計 (t)
34,829	130,400	258,807	13,678	13,055	450,770

出典：埼玉県災害廃棄物処理指針

※四捨五入により、合計の数値が合わない場合があります。

## 2. 対象とする廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、道路啓開や建物の被害による「災害がれき」、  
「取り扱いに配慮が必要な廃棄物」及び「生活に伴う廃棄物」とします。

表 1-9 対象とする廃棄物

種類		内容
災害がれき	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
	木くず	柱・梁・壁材等の廃木材
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材
	可燃物	繊維類、紙、プラスチック等が比較的多く含まれる混在した可燃性廃棄物
	不燃物	ガラス、陶磁器、煉瓦、瓦等が比較的多く含まれる混在した不燃性廃棄物（がれき類）
取り扱いに配慮が必要な廃棄物	廃家電	被災家屋から排出される家電（家電 4 品目/小型家電/その他家電製品） ※家電 4 品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）については、関連法令に基づき処理を行う。
	腐敗性廃棄物	豊、被災冷蔵庫等から排出される食品、水産加工工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品等
	有害廃棄物・危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医療品類、農薬類の有害廃棄物、太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類等の危険物等
	廃自動車・廃自動二輪	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車等
	その他処理困難物等	石膏ボード、廃船舶等、ピアノ、マットレス等の地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）
生活に伴う廃棄物	生活ごみ	被災家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所（自主防災組織が開設する自主避難施設を含む）から排出されるごみ（容器包装、段ボール、衣類等）や使用済み簡易トイレ
	し尿	仮設トイレ等からの汲み取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行います。

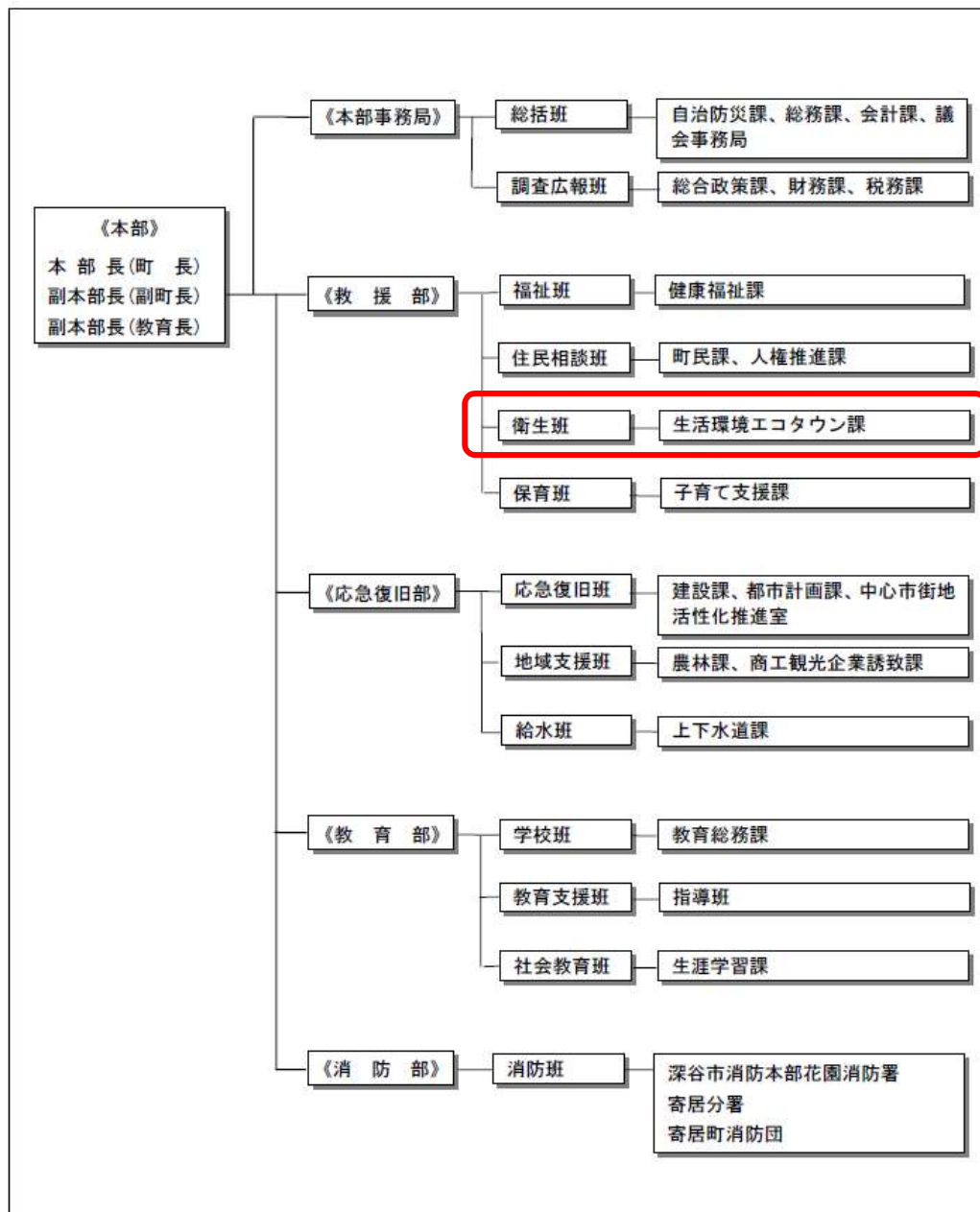
※埼玉県災害廃棄物処理指針及び災害廃棄物対策指針を参考に作成

## 第2章 災害廃棄物処理に関する体制

### 第1節 組織体制・指揮命令系統

#### 1. 災害対策本部

本町で災害の発生及び発生の恐れがある時に設置される寄居町災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）は寄居町地域防災計画に定めるとおりです。そのうち災害廃棄物処理に関する事務は、主として救援部衛生班（生活環境エコタウン課）が行うこととなります。



※課（局・室・班）名は寄居町地域防災計画作成平成28年2月当時の名称

出典：寄居町地域防災計画

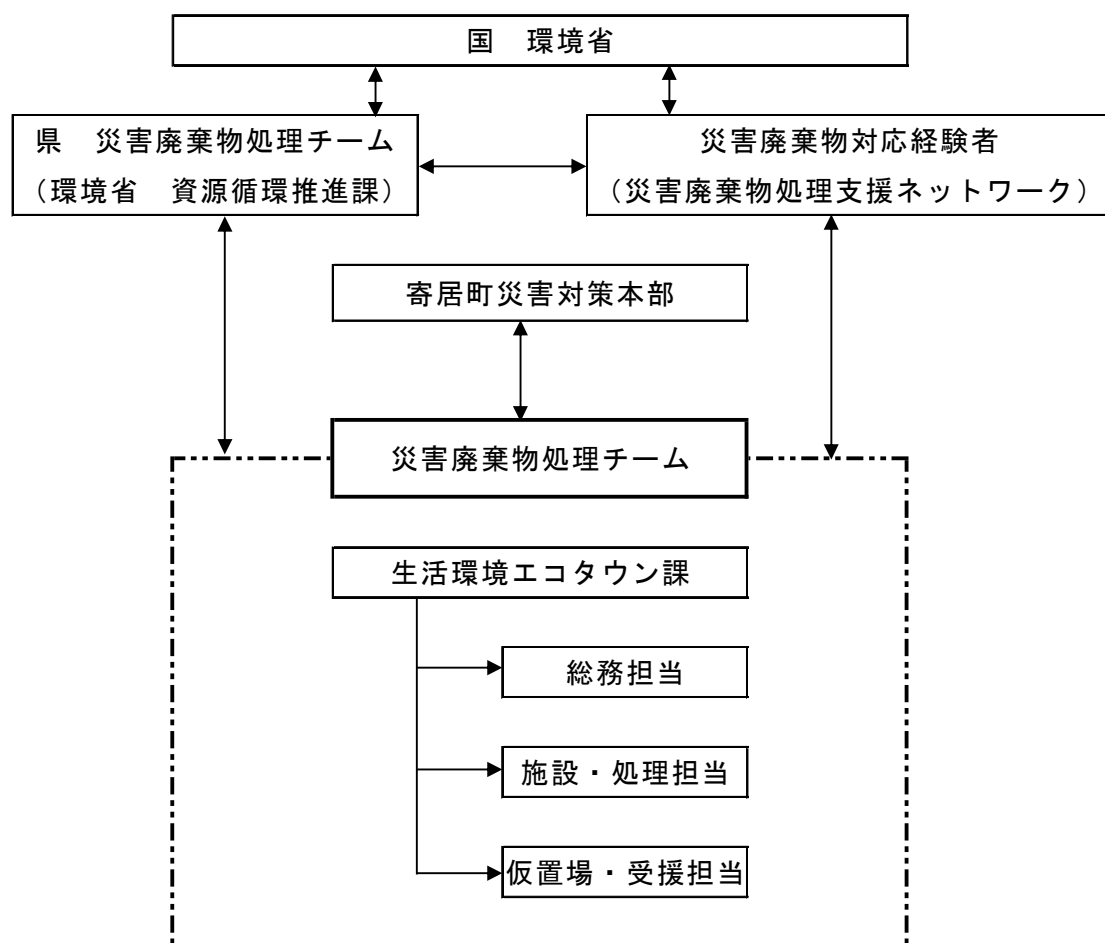
図 2-1 災害対策本部の組織体制

## 2. 災害廃棄物処理チーム

発災直後の非常参集等の配備体制と業務は、地域防災計画で定めるとおりとします。災害廃棄物処理を担当する組織については、次のとおりと定めます。

なお、人員については、災害の規模により適宜必要人数を配置します。その際、当初は生活環境エコタウン課職員を配置し、増員が必要になった場合は関係課と調整することとします。

さらに、災害対策本部閉鎖後においても、災害廃棄物処理が継続する間は災害廃棄物処理チームが処理業務を継続することとします。



出典：市町村災害廃棄物処理計画策定マニュアル（平成 28 年 3 月 埼玉県清掃行政研究会）に一部加筆

図 2-2 災害廃棄物処理対策組織の構成

### 3. 災害廃棄物処理チームの業務内容

災害廃棄物処理について事務分掌の具体的な内容を以下に示します。

表 2-1 災害廃棄物処理チーム業務の詳細（例）

担当区分		業務内容		
生活環境 エコタウン課	総務担当	指揮命令、統括		
		災害廃棄物の発生量の把握と要処理量の推計		
		必要な仮置場の面積や施設の処理能力の把握		
		推進計画又は実行計画の策定		
		全般に関する進行管理		
		その他業務		
		財務に関すること	予算管理（要求、執行）	
			業務の発生状況の管理	
			国庫補助のための災害報告書の作成	
		渉外に関すること	他行政機関との連絡調整、協議、情報提供	
			その他機関（民間事業者）との連絡調整・協議・情報提供	
		広報に関すること	町民等への災害廃棄物処理に関する広報	
			町民からの問合せ、苦情への対応	
			広報等パブリシティ	
		許認可に関すること	処理施設設置の受付	
			産業廃棄物処理の届出	
		施設・処理 担当	仮置場に関すること	仮置場の確保、設置（仮設処理施設の運用も含む）、撤去
			施設に関すること	大里広域市町村圏組合：（深谷清掃センター、江南清掃センター）、汚泥再生処理センターとの相互連携
	処理・処分に関する こと		道路啓開に伴う廃棄物対応、県土整備事務所応援要請	
			避難所のごみ処理、し尿処理、仮設トイレの設置	
			家屋解体対応（窓口業務、り災証明交付業務との連携）	
復興資材利用先に関する調整、選別後の品質管理				
処理困難物の処理に関する指導				
処理全般に関する進行管理（処理済量、搬出予定量）				

		環境・指導に関する こと	民間事業者の指導 不法投棄、不適正排出対策
		仮置場・ 受援担当	仮置場でのごみの受 入に関すること
	戸別収集に関するこ と		戸別収集の受付、手配
	受援に関すること		支援の受入管理（学識経験者、他自治体、事業者団 体、災害ボランティア等）、災害廃棄物処理支援ネ ットワーク（D.Waste-Net）との連携、受援内容の記 録

## 第2節 協力支援体制

被災地域で発生する災害廃棄物処理（し尿処理含む）は、本町が行うこととなりますが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては本町だけでは対応できないことも想定されるため、協力・支援体制を整備します。協力・支援体制については、あらかじめ締結された協定等により構築します。

衛生班は、各担当から支援の必要性を把握し、要請内容を整理し、応援協定に基づき応援を要請し、県内市町村及び民間団体等からの支援の申出については、支援要請内容の調整を行います。

表 2-2 災害廃棄物処理に関する協定

協定名	協定先	協定締結日	内容
災害時等の相互応援に関する協定*	熊谷市、深谷市 妻沼町、岡部町 大里村、江南町 川本町、花園町	平成 8 年 3 月 1 日	被災市町村が応援市町村へ応援の要請するための内容に関する協定
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県、県内全市町村	平成 19 年 5 月 1 日	相互応援に関する協定
災害時の情報交換等に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成 22 年 12 月 22 日	災害発生前、災害時における各種情報の交換等に関する協定
災害時における物資の供給に関する協定	(株)アクティオ	平成 24 年 8 月 3 日	災害時における仮設トイレに関する協定
災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉清掃行政研究協議会	令和 2 年 5 月 29 日 (当初平成 20 年 7 月 15 日)	災害により、一般廃棄物の適正処理が困難となった市町村等に対して県及びその他の市町村等が行う相互支援についての協定

姉妹都市災害時相互応援に関する協定	八王子市 小田原市	平成 29 年 3 月 1 日	大規模災害が発生した際に、食料、生活必需品及び資機材の提供、職員の派遣等に関する相互支援についての協定
-------------------	--------------	-----------------	---

※協定先は締結当時の名称

### 1. 関係機関との連携

災害廃棄物処理にあたっては、域内処理を行うことが基本となりますが、本町は一般廃棄物の処理を広域処理で行っており、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、県及び県内市町村等との協力・連携により広域的な処理を進めていきます。

支援の要請及び受入の連絡調整は、衛生班が窓口で行います。各担当からの要請内容を整理の上、協定締結済市町村や県に支援の要請を行います。

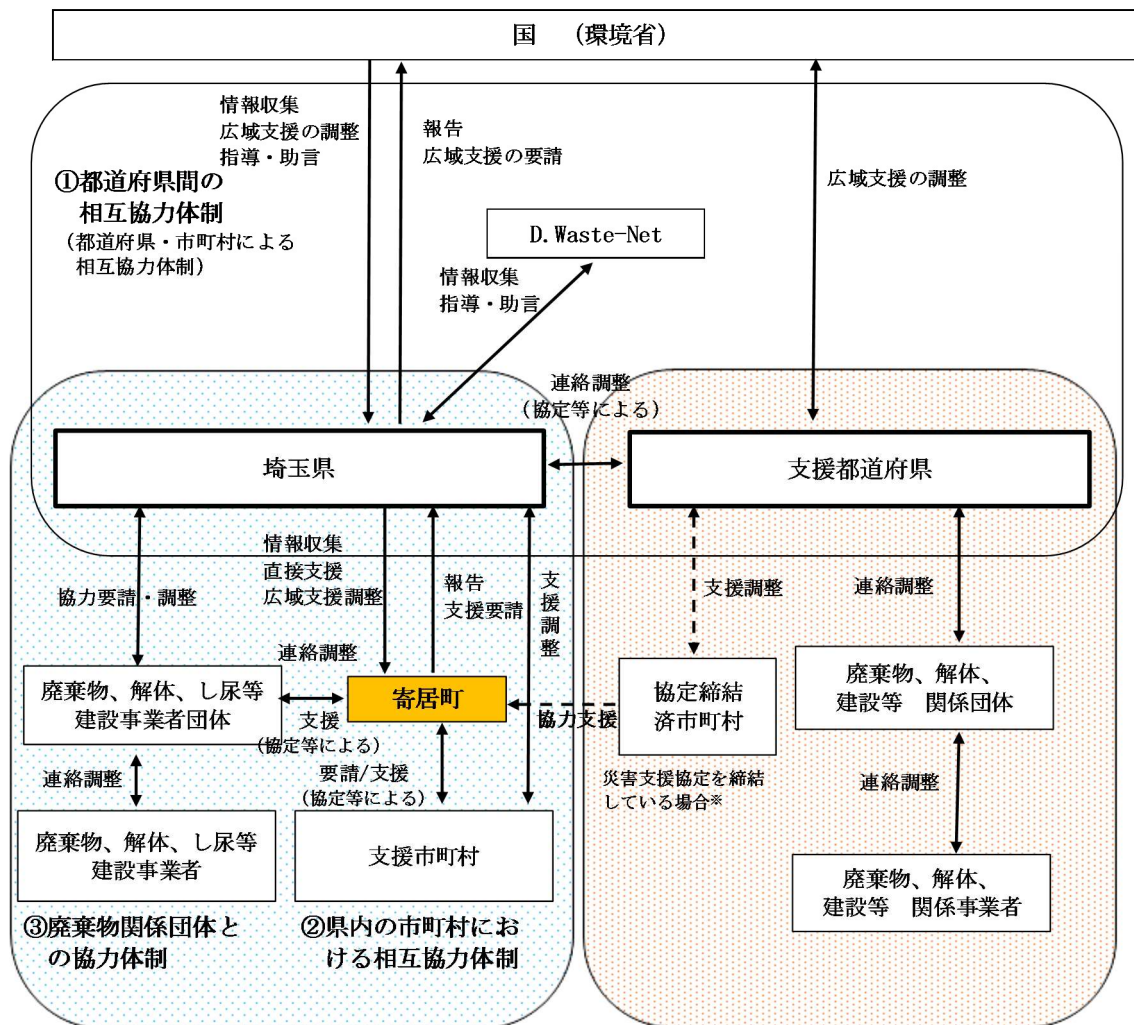


図 2-3 県内及び県外との協力・支援体制

## 2. 受援体制の整備

本町内だけでは十分な処理体制が構築できない場合は、環境省・地方事務所を中心として国立研究所その他専門機関、関係団体から構成される「災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）」の仕組みも活用します。

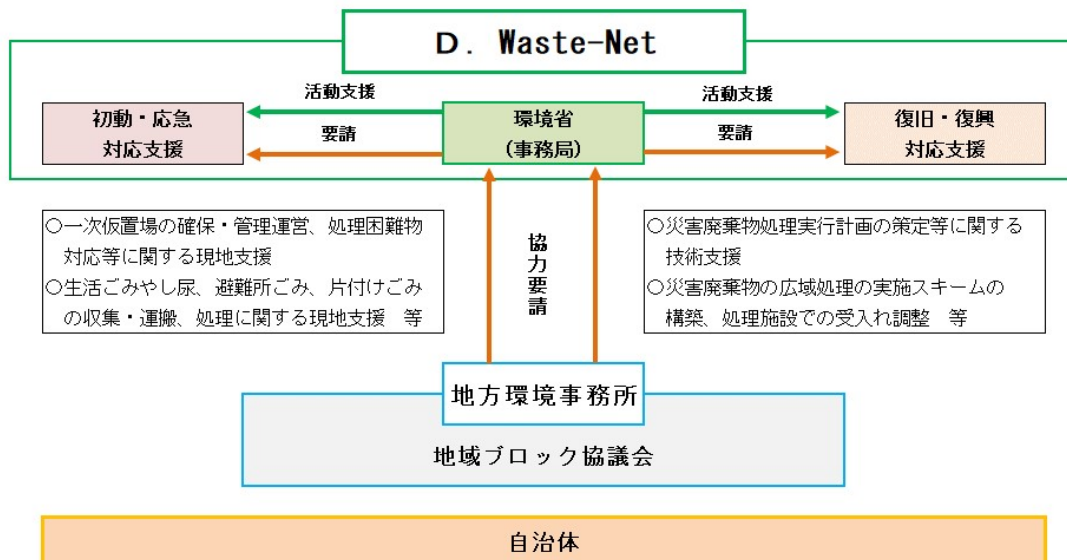
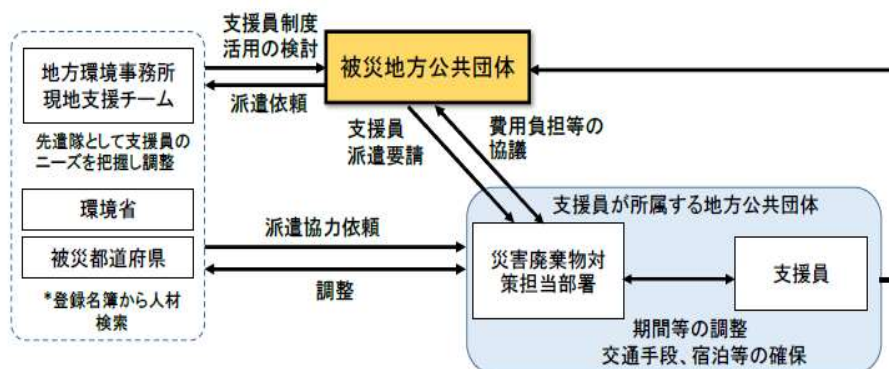


図 2-4 災害発生時における D. Waste-Net の支援の仕組み

## 3. 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の活用

災害の激甚化が進み、被災した地方公共団体の対応能力を超える事態が多発しています。東日本大震災、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、平成 28 年熊本地震、平成 29 年九州北部豪雨、平成 30 年 7 月豪雨等の災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員が被災地を支援する制度を活用して、災害廃棄物処理を円滑に進めています。



国等の現地支援チームを起点として制度を活用する場合

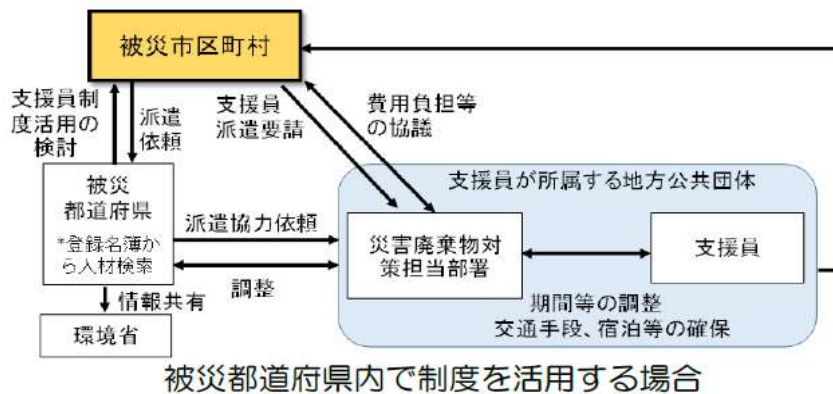


図 2-5 災害廃棄物処理支援員制度の活用の流れ

#### 4. 事務委託

被災状況が深刻な場合、本町のみで対応することが困難である場合は、地方自治法（昭和 22 年、法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づき、県に災害廃棄物処理に関する事務委託を行います。事務委託内容は、分別、保管、収集、運搬等の本町で実施する一連の災害廃棄物処理事業の中から協議により決定します。

##### (1) 事前確認

事前確認についての留意点を示します。

- ・ 県と本町で協議し、県への事務委託の要否について検討する。
- ・ 平時より事務委託を行う場合の手続きを明確にする。

##### (2) 要請

要請についての留意点を示します。

- ・ 被災状況、災害廃棄物発生量を確認し、本町の対応を確認する。
- ・ 本町のみで対応することが困難と判断した場合は、事前の協議に基づき、県への事務委託を要請する。
- ・ 県及び本町の役割分担について明確化する。

### 第3節 情報連絡体制

#### 1. 情報収集

図2-6に示す情報について、衛生班において情報共有するとともに、災害廃棄物処理に関する情報を国及び県に報告します。

また、これらの情報は、被災状況が明らかになるにつれて刻々と更新されるため、常に最新の情報を収集し、その発表日時を明確にするとともに、可能な限り得られた情報の正確性を裏付ける情報も併せて整理します。

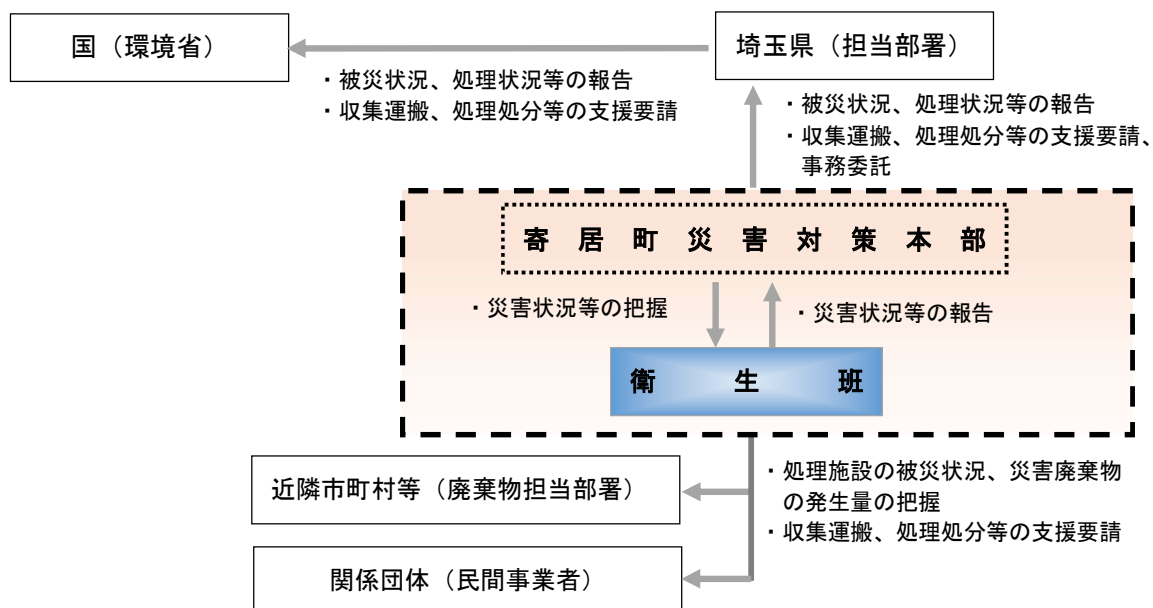


図2-6 情報収集体制

#### (1) 災害対策本部から収集する情報

表2-3に示す情報を災害対策本部等から収集し、本町の被災状況の全体像の把握に努めます。

表2-3 災害対策本部等からの情報収集項目

区分	情報収集項目	目的
避難所と避難者数の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所名</li> <li>各避難所の避難者数</li> <li>各避難所の仮設トイレ設置数</li> <li>各避難所の災害用便槽使用状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>トイレ不足数把握</li> <li>避難所ごみ、し尿の発生量把握</li> </ul>
建物の被災状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の全壊及び半壊棟数及び床上、床下浸水棟数</li> <li>建物の焼失棟数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要処理廃棄物量及び種類等の把握</li> </ul>

電気、ガス、上下水道等のインフラ被害及び復旧状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気、ガス、上下水道施設の被害状況</li> <li>・断水の状況と復旧の見直し</li> <li>・下水処理施設の被災状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフラの状況把握</li> <li>・処理施設稼働の検討</li> <li>・し尿発生量や生活ごみの性状変化を把握</li> </ul>
道路・橋梁の被害の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況と開通見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の収集運搬体制への影響把握</li> <li>・仮置場、運搬ルート把握</li> </ul>

## (2) 各施設から収集する情報

各施設との連絡手段を確保し、表 2-4 に示す情報について共有に努めます。

表 2-4 各施設からの情報収集項目

区分	情報収集項目	目的
各施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・深谷清掃センター、江南清掃センターの被災状況、処理能力</li> <li>・大里広域クリーンセンターの被災状況、処理能力</li> <li>・汚泥再生処理センターの被災状況、処理能力</li> <li>・協定を結んでいる民間処理業者の被災状況、処理能力</li> </ul>	処理体制の構築

## (3) 国及び県と共有する情報

県との連絡手段を確保し、災害対策本部から収集した情報、被災地域からの情報、ごみ処理の進捗状況等表 2-5 に示す情報について、定期的に国及び県に報告します。

表 2-5 国及び県への報告事項

区分	情報収集項目	目的
災害廃棄物（全体）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の処理量・進捗率</li> <li>・腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況</li> <li>・有害廃棄物の種類と量及び拡散状況</li> </ul>	適切な指導・支援を受けるため
廃棄物処理施設の被災状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況</li> <li>・復旧見直し</li> <li>・必要な支援</li> </ul>	
仮置場整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場の位置と規模</li> <li>・必要資材の調達状況</li> </ul>	

## (4) 県内市町村等からの情報収集

県内市町村等との通信手段（被災状況に応じ利用可能な通信手段）を確保し、災害廃棄物の処理のために有効と思われる施設の被災状況、アクセス方法等の情報を収集します。

#### (5) 関係団体からの情報収集

災害対策に関する応援協定を締結している関係団体と連絡を取り、応援協定内容に応じた情報を収集し、今後の対応について調整を行います。

### 第4節 災害廃棄物対策に係る研修、訓練及び演習の実施

本計画の災害廃棄物処理に係る基本方針に基づき、災害廃棄物の処理の対応にあたるため、過去の被災経験や教訓を継承し、職員へ災害廃棄物に関する継続的な教育・訓練を実施することが必要です。

本計画の記載内容について、業務を行う関係職員への教育を継続的に実施するとともに、協定締結団体とは平時において連携を密にし、災害時に備え、情報伝達・連絡手段の訓練を行います。

表 2-6 教育・訓練の例

内容
・過去に経験した災害の記録や環境省等が公表している資料を用いて、職員に教育・訓練を行います。また、本計画の内容を職員へ周知します。
・災害発生時の状況を想定して行う図上訓練や防災訓練に災害廃棄物の視点を組み込む等、工夫した訓練を実施します。
・環境省地方事務所や県が開催する研修や図上訓練等へ参加し、過去の災害廃棄物処理事例における課題や参加自治体との情報共有を行い、災害廃棄物処理に関する知識を蓄えます。
・災害廃棄物処理計画を用い、実際の災害状況を模擬して付与される状況（課題）に対応できるか検証する机上演習を実施します。
・所与の被災状況における災害時の廃棄物処理状況（発生する課題）と対応策を議論するワークショップを実施します。
・混合廃棄物、有害物質や有害物質含有廃棄物の分別・取り扱い訓練、仮置場での実施訓練（実技）を実施します。

参考：災害廃棄物対策指針（技 13-2（R2.3.31））に一部加筆

## 第3章 災害廃棄物量の推計等

### 第1節 災害廃棄物の推計式

#### 1. 災害廃棄物発生量等の算定

災害により、どの程度の災害廃棄物が発生するかを予測することは、がれき等の仮置場の設置、処理・処分計画の検討を行うための基礎的資料となるため、速やかに行う必要があります。風水害の場合、全壊や半壊をしない建物でも床上浸水や床下浸水に伴い、家財等が災害廃棄物として排出される可能性があることに留意します。

#### (1) 全体の発生量

災害廃棄物発生量は、家屋等の全壊や半壊ごとに生じる発生原単位に被害棟数を乗じて求めます。

表 3-1 発生原単位

被害区分	発生原単位
全壊 <sup>※1</sup>	117 t /棟
半壊 <sup>※1</sup>	23 t /棟
焼失（木造） <sup>※2</sup>	78t/棟
焼失（非木造） <sup>※2</sup>	98t/棟
床上浸水 <sup>※1</sup>	4.6t/世帯
床下浸水 <sup>※1</sup>	0.62t/世帯

※1 出典：災害廃棄物対策指針（平成31年4月改定（技14-2））よりグランドデザイン値を採用

※2 出典：埼玉県災害廃棄物処理指針より（木造は全壊から34%焼失した残り、非木造は全壊から16%焼失した残り）

#### (2) 種類別の発生量

全体の発生量に対して、過去の災害より求められた種類別の発生割合を乗じて計上します。

表 3-2 災害廃棄物の種類別の割合の例

被害要因	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材
液状化、揺れ <sup>※1</sup>	18.0%	18.0%	52.0%	6.6%	5.4%
火災（木造） <sup>※2</sup>	0.1%	65.0%	31.0%	4.0%	0.0%
火災（非木造） <sup>※2</sup>	0.1%	20.0%	76.0%	4.0%	0.0%

※1 出典：災害廃棄物対策指針（平成31年4月改定（技14-2））よりグランドデザイン値を採用

※2 出典：埼玉県災害廃棄物処理指針

なお、発生原単位や種類別の割合等は、災害の種類や、災害の経験から適宜更新されます。災害発生時は、最新の情報を基に本町での災害廃棄物発生量を推計します。

## 2. 仮置場必要面積の算定

被災状況に応じて、災害廃棄物発生量から必要となる仮置場面積を算定し、仮置場候補地から使用する場所を確定します。

仮置場必要面積は、保管量を推定し、廃棄物の積み上げ高さ、見掛け比重、作業スペース割合を勘案して算定します。

仮置場必要面積は、災害廃棄物発生量から仮置場全体の必要面積を算出します。

### 【仮置場必要面積】

$$= \text{保管量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

保管量 = 災害廃棄物発生量 - 年間処理量

年間処理量 = 災害廃棄物発生量 / 処理期間

見かけ比重：可燃物 0.4t/m<sup>3</sup>、不燃物 1.1t/m<sup>3</sup>

積み上げ高さ：5m（周辺の生活環境保全上、3m以下が望ましい）

作業スペース割合：0.8～1

出典：埼玉県災害廃棄物処理指針

## 3. し尿、生活ごみ・避難所ごみの算定

### (1) し尿等

発災時には、公共下水道等が使用できなくなることが想定されるほか、避難施設から発生するし尿に対応するため、被災情報や避難者数を把握の上、仮設トイレを設置し、計画的な収集体制を整備します。仮設トイレの設置にあたっては、衛生面に配慮した対策を行います。し尿の算定は以下のとおりです。

### 【し尿収集必要量】

$$= (\text{①仮設トイレ必要人数} + \text{②非水洗化区域し尿収集人口}) \times \text{③1人1日平均排出量}$$

①仮設トイレ必要人数 = 避難者数 + 断水による仮設トイレ必要人数<sup>※1</sup>

※1 {水洗化人口 - 避難者数} × (水洗化人口 / 総人口) × 上水道支障率<sup>※2</sup> × 1/2

※2 地震による上水道の被害率

②非水洗化区域し尿収集人口 = 汲み取り人口 - 避難者数 × (汲み取り人口 / 総人口)

汲み取り人口：計画収集人口

③1人1日平均排出量 = 災害廃棄物対策指針に示された (1.7L/人・日) を採用

出典：災害廃棄物対策指針

**【仮設トイレ必要基数】**

=①仮設トイレ必要人数/②仮設トイレ設置目安

①仮設トイレ必要人数=し尿処理必要人数

②仮設トイレ設置目安=仮設トイレの容量/し尿1人1日平均排出量/収集計画

仮設トイレの容量：400L/基

収集計画：3日に1回の収集

出典：災害廃棄物対策指針

**(2) 生活ごみ・避難所ごみ**

一般廃棄物処理実態調査等の生活系ごみ排出量を原単位として、生活ごみ・避難所ごみの発生量を推計します。

発災時でも、初期から分別を行うことがその後の処理を円滑にするため、避難所においても生活ごみと同様の分別を行います。

ただし、発災直後は避難所の混乱も予想されることから、分別区分の柔軟な対応も検討します。なお、医療系等の感染性・危険性のある廃棄物については、取り扱いに注意し密閉保管します。避難所ごみの算定は以下のとおりです。

**【生活ごみ・避難所ごみ発生量】**

生活ごみ対象人数（人） = 総人口（人） - 避難者数（人）

生活ごみ発生量（t/日）

= 1人1日当たりのごみ発生量（g/人・日） × 生活ごみ対象人数（人） / 1,000,000

避難所ごみ発生量（kg/日）

= 避難者数 × 1人1日当たりのごみ排出量（g/人・日） / 1,000

1人1日当たりのごみ排出量は原単位であり、収集実績（一般廃棄物処理実態調査結果の排出量等）に基づいて設定します。

出典：災害廃棄物対策指針

## 第2節 一般廃棄物処理施設の概要

### 1. 一般廃棄物処理施設

本町の一般廃棄物（ごみ、し尿）は、大里広域市町村圏組合等において処理を行っています。災害廃棄物は一般廃棄物にあたり、大里広域市町村圏組合等の処理施設で処理を行います。なお、処理施設が被災した場合、大里広域市町村圏組合と協議し処理ルートを確認します。一般廃棄物処理施設の概要を以下に示します。

表 3-3 一般廃棄物処理施設一覧

施設種別	施設名	所在地	処理能力
廃棄物焼却施設	深谷清掃センター	深谷市榎合 750 番地	120 t / 日 (60t/24h×2 基)
	江南清掃センター	熊谷市千代 9 番地	100 t / 日 (50t/24h×2 基)
資源化施設	大里広域クリーンセンター 不燃破碎処理施設	熊谷市大麻生 200 番地 2	60t/日 (破碎：60t/5h) (前処理設備： 38.7t/5h)
	大里広域クリーンセンター ペットボトル減容化施設	熊谷市大麻生 200 番地 2	4t/日 (能力 4t/5h)
し尿施設	汚泥再生処理センター	寄居町赤浜 517 番地	83 k ℓ/日 (農集排汚泥： 17 k ℓ/日)
最終処分場	埼玉県環境整備センター	寄居町三ヶ山 368 番地	残余容量： 1, 031, 120. 28 m <sup>3</sup>

※最終処分場の残余容量は、令和元年度一般廃棄物処理実態調査より

### 2. 一般廃棄物処理施設の稼働状況についての情報収集

一般廃棄物処理施設を管理している大里広域市町村圏組合と連携し以下のことについて情報収集を行います。

#### (1) 平時

- ・一般廃棄物処理施設のメンテナンス情報等を収集し稼働状況を把握します。
- ・緊急時の担当者及び連絡先を定期的に確認し、発災時の連絡体制を確認します。

#### (2) 災害時

- ・発災時の一般廃棄物処理施設の被害状況及び稼働可否を確認します。
- ・一般廃棄物処理施設の復旧計画及び稼働状況を確認します。

また、一般廃棄物処理施設での処理が困難な場合、処理支援を要請するため、彩の国資源循環工場内事業者施設の被害状況及び処理能力を確認します。

## 第4章 災害廃棄物対策

### 第1節 災害廃棄物処理

#### 1. 処理スケジュール

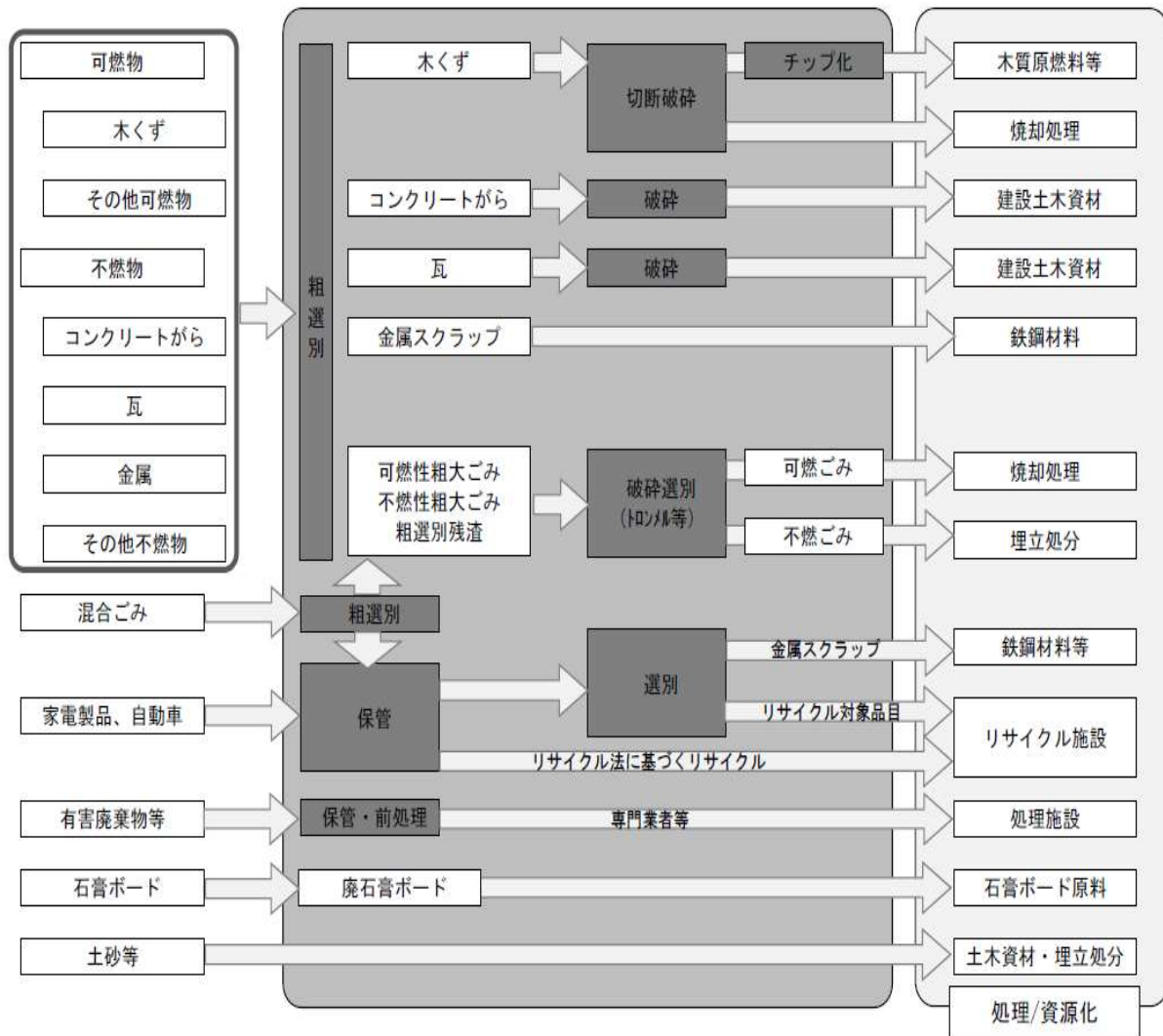
災害発生から復旧・復興に向け、本町、県、関係事業者、町民が連携し処理にあたり、3年以内に処理業務を完了することを目標とします。被災規模が大きく広範囲にわたる大規模災害の場合で大量の災害廃棄物の発生が見込まれ、3年以内に処理を終えることが困難な場合は、国、県と連携調整の上、広域処理等の対応を行うこととします。

表 4-1 処理スケジュールの考え方

時系列	時期区分	体制整備	廃棄物処理
	災害発生前	平時 組織体制の整備 協力・支援体制の整備 職員の教育訓練	一般廃棄物処理施設の強靱化の検討 し尿・避難所ごみ対策の検討 処分方法の検討 (災害廃棄物発生量の推計) 収集運搬体制の検討 仮置場の検討 住民等への広報啓発方法の検討
	発災数日前	初動対応準備期 組織体制の確認	廃棄物処理施設の安全性の確認 仮置場の事前準備 住民等への広報の準備
	発災後数日間	初動期 体制整備 被害状況把握	し尿・避難所ごみの処理 災害廃棄物発生量の推計 仮置場の設置及び住民等への周知 収集運搬体制の整備
	3ヶ月程度	応急対応期 関係機関等と連携した体制整備	災害廃棄物処分方法の検討 災害廃棄物処理実行計画の策定 仮置場の管理・運営 環境対策・環境モニタリング 損壊家屋等の撤去・解体 県への事務委託の検討
	3年程度	復旧・復興期 状況に応じた体制の見直し	災害廃棄物の処理及び進行管理 仮設処理施設の設置判断 災害廃棄物処理に係る補助金申請手続き

## 2. 災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化の流れ

災害時においても可能な限り再資源化を推進します。被災した家電製品、自動車等については、可能な限り分別を行い、各種リサイクル法に基づく再資源化を徹底します。危険物及び有害物は、適正に保管し、確実な処理を行います。



出典：埼玉県災害廃棄物処理指針

図 4-1 災害廃棄物の処理フロー（例）

### 3. 仮置場の選定・準備

仮置場は、災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管しておく場所であり、発災後の災害廃棄物処理を円滑に進めるには、平時に仮置場候補地を選定しておくことが必要です。本町は、発災に伴う災害廃棄物を保管する「一次仮置場」を速やかに開設する必要があります。そのため、一次仮置場の候補地を事前に選定しておくことが重要です。

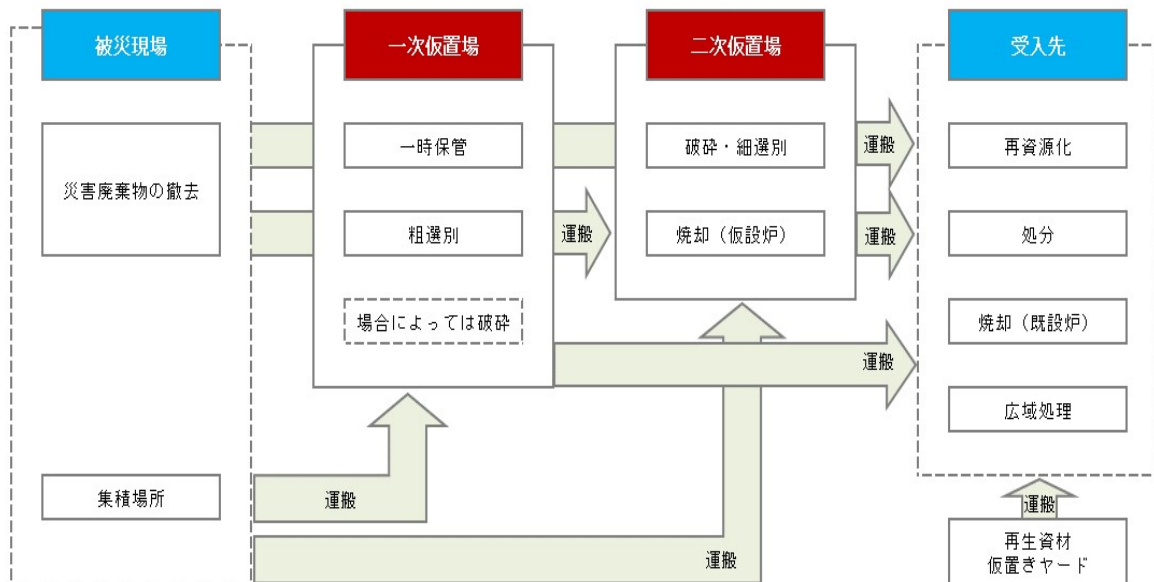


図 4-2 災害廃棄物の流れ

※集積場所とは、被災現場の住民付近に設定した災害廃棄物の集積所（通常の生活ごみを収集するための集積場所を設定する場合もある。）

※再生資材仮置きヤードとは、復旧・復興事業が開始され、再生資材が搬出されるまでの間、仮の受入先として一時保管する場所。

出典：災害廃棄物対策指針（技 18-1）

表 4-2 仮置場の分類

分類	定義・設置場所
一次仮置場	<p><b>【定義】</b></p> <p>○道路啓開や住居等の片付け、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等により発生した災害廃棄物を被災現場から集積するために一時的に設置する場所で、基本的に市町村が設置して管理運営し、最終的に閉鎖（解消）する。なお、別の仮置場から災害廃棄物を一時的に横持ちした場所や、粗選別を効率的に行うために設けた複数の一次仮置場を集約した場所も一次仮置場に含まれる。</p> <p>○一次仮置場では、可能な限り粗選別しながら搬入すると同時に、バックホウ等の重機や展開選別により、後の再資源化や処理を念頭に粗選別する。</p> <p>○場合によっては固定式又は移動式破砕機を設置し、角材や柱材、コンクリート塊等の破砕処理を行う場合もある。</p> <p><b>【設置場所】</b></p> <p>○運動公園や公共の遊休地等、ある程度の広さが確保できる場所が望ましい。</p> <p>○面積が小さい場合でも一次仮置場として利用することができるが、種類の異なる災害廃棄物が混合状態とならないよう分別を徹底することや、品目を限定して複数の仮置場と連携して運用することも検討する。また、事故が発生するのを防ぐため、重機の可動範囲を立入禁止にする等、安全管理を徹底することが必要。</p>
	設置時期・使用期間
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災後 3 日以内に設置</li> <li>・災害廃棄物処理が完了するまで設置（1 年以上に及ぶことがある）</li> </ul>
二次仮置場	<p><b>【定義】</b></p> <p>○処理先・再資源化先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合に、さらに破砕、細選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後物を一時的に集積、保管する場所。</p> <p><b>【設置場所】</b></p> <p>○中間処理のための設備を設置することから、一次仮置場と比較すると広い場所が必要となり、運動公園、河原、工業用地、公有地等で、数ヘクタールの面積を確保できる場所に設置。</p>
	設置時期・使用期間
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害が甚大な場合、被災後数か月以内設置</li> <li>・中間処理された再生資材を全て搬出するまで設置</li> </ul>

出典：災害廃棄物対策指針に一部加筆

本町の仮置場候補地を以下に示します。

表 4-3 仮置場候補地

名称	所在地	集積可能面積 (m <sup>2</sup> )
環境事業所	末野 1926 番地 3	13,156
汚泥再生処理センター 広場	赤浜 517 番地	3,233
ふるさと自然の森用土公園 駐車場	用土 373 番地	16,626
菅原公園	寄居 1500 番地	2,035
諏訪公園	用土 5454 番地	2,526
寄居ニュータウン内公園	富田 4066 番地	1,053
寄居運動公園 多目的広場	折原 1856 番地	16,000
寄居運動公園 野球場	折原 1856 番地	8,000
鉢形城歴史館 駐車場 <sup>※1</sup>	鉢形 2496 番地 2	3,146
寄居町有地	寄居 1320 番地 1	2,601
藤田町有地	藤田 45 番地 1	3,480
牟礼町有地	牟礼 735 番地 ほか	2,255
富田水道用地	富田 4066 番地 16	274
寄居町営住宅跡地	寄居 213 番地 ほか	2,773
藤田町営住宅跡地	藤田 153 番地	1,464
埼玉県環境整備センター内 三ヶ山緑地公園	三ヶ山 368 番地	25,000
合計		103,622

※1 西側ダスト舗装部分に限り使用可能

※ 災害時に他用途に使用していない場合に限り使用可能

被災状況により仮置場候補地の面積で不足する場合は、関係機関と調整し、災害廃棄物処理の基本方針に沿って町民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心を考慮した仮置場を選定し、設置します。

### (1) 仮置場必要面積

被災状況に応じて災害廃棄物発生量から算定した仮置場必要面積を以下に示します。  
第1章第2節1の災害廃棄物発生量から仮置場必要面積を算出します。

なお、十分な仮置場の面積が確保できない場合、「積み上げが困難になる」、「搬入動線が確保できない」、「ごみが混在し、業者による引取が不能となり仮置場からの早期の搬出ができない」等の状況になるため必要な面積を確保します。

表 4-4 仮置場必要面積の算出（関東平野北西縁断層帯）

	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計
災害廃棄物発生量 (t)	34,829	130,400	258,807	13,678	13,055	450,770
災害廃棄物年間処理量 (t) ※1	13,932	52,160	103,523	5,471	5,222	180,308
災害廃棄物集積量 (t) ※2	20,897	78,240	155,284	8,207	7,833	270,461
災害廃棄物発生量 (m <sup>3</sup> ) ※3	52,243	71,127	155,284	7,263	14,242	300,159
見かけ比重	0.4	1.1	1.0	1.13	0.55	—
仮置場必要面積 (m <sup>2</sup> ) ※4	20,897	28,451	62,114	2,905	5,697	120,064

※1 全発生量を2.5年間で処理する場合の1年間の処理量

※2 災害廃棄物発生量－災害廃棄物年間処理量

※3 災害廃棄物集積量÷見かけ比重

※4 災害廃棄物発生量 (m<sup>3</sup>) ÷積み上げ高さ[5.0m]×作業スペース割合 [2]

※作業スペース割合：0.8～1。保管スペースを1とします。

出典：災害廃棄物対策指針（技 18-2）

関東平野北西縁断層帯地震において仮置場必要面積は、120,064 m<sup>2</sup>となります。

発災後、仮置場候補地について地域の被災状況を踏まえた現況調査を行い、利用可能な候補地についてリストアップします。

リストアップした候補地について、関係部署と調整を行い、仮置場を選定します。

その後、災害廃棄物の搬入・処理・搬出方法や使用期間、搬入・搬出量等の設定を行い、仮置場の供用を開始します。仮置場設置時の留意事項を次に示します。

表 4-5 仮置場設置時の留意事項

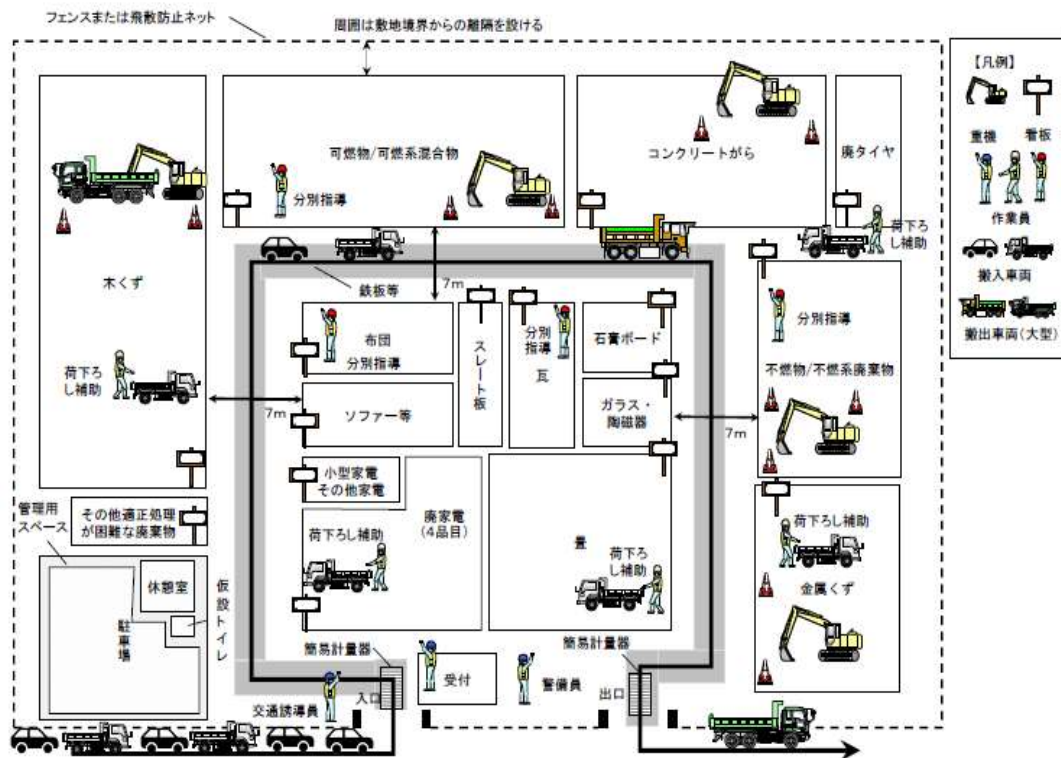
区分	留意事項
車両運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場内の搬入・通路は、大型車が走行できるように整備する。</li> <li>・仮置場内の渋滞や混乱を避けるために一方通行の動線とし、分別種類ごとの分別配置図と看板を設置する。</li> <li>・不法投棄を避けるため、仮置場までの主な道路に案内看板等を設置する。</li> </ul>
関係機関との調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場までの道路渋滞の発生を防ぐため、仮置場の搬入・搬出ルートを警察と相談する。</li> <li>・危険物や有害物を保管することもあることから、仮置場の設置場所等を消防に連絡する。</li> </ul>
環境汚染	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場は、アスファルト敷等の土地が望ましいが、そうでない場合は、鉄板や遮水シートを敷設する等の養生を行い、汚水による公共水域や地下水の汚染の防止に努める。また、必要に応じて排水溝や排水処理設備等を設置する等により、敷地外への漏出防止対策を行う。</li> <li>・仮置する災害廃棄物の性状に合わせて土壌汚染防止策を検討する。また、あらかじめ候補地の地歴を調べておく。</li> <li>・廃棄物の飛散防止のため、ネット・フェンス等の設置、及びブルーシート等で覆いをする。</li> <li>・有害廃棄物は、盗難、悪戯等の被害や、人の健康に影響を及ぼす可能性があるため、倉庫等予め施錠できる場所を検討する。</li> </ul>

仮置場の使用は、過去の事例から1年程度以上に及ぶことが想定されるため、長期にわたって使用できる平坦な場所で設置します。また、災害の種類や規模により十分な面積を確保できない場合については、被災現場から搬出する時点で分別し、可燃物と木くずの仮置場、不燃物と金属くずの仮置場のよう、仮置場ごとに廃棄物の種類を変える方法も検討します。

#### 4. 仮置場の設置

仮置場設置場所が決定した場合は、土壤汚染対策法に基づく土壤・地下水調査等を参考にして、速やかに土壤・地下水の状況を調査し、災害前の状態を把握するとともに、管理小屋、フェンス、消火用水槽等の必要設備を設置します。

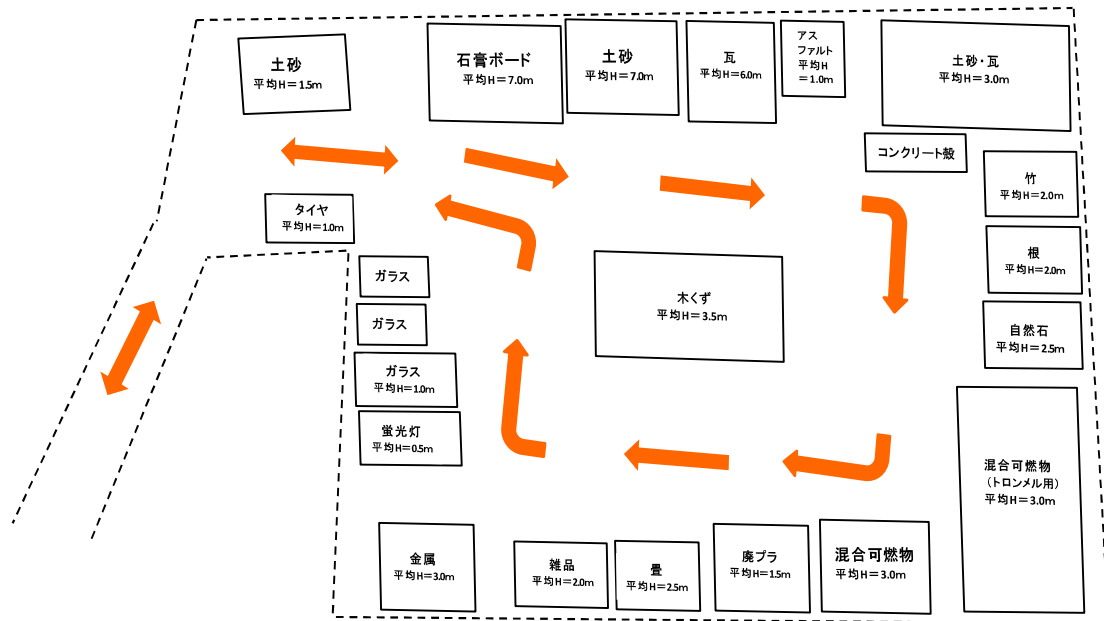
また、仮置場へは被災者や回収業者が車両等で災害廃棄物を搬入するため、円滑な搬入のため仮置場内のレイアウトを次の例を参考に設定します。



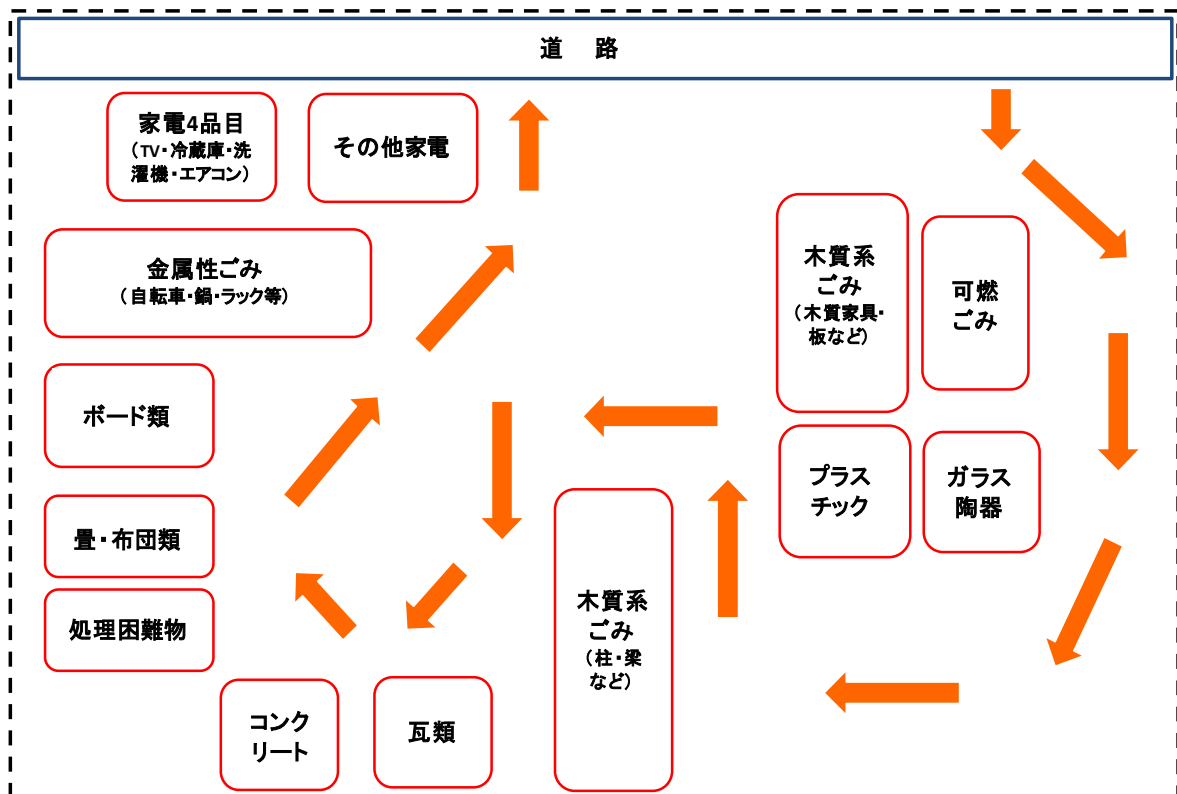
出典：災害廃棄物対策指針（技 18-3）

図 4-3 仮置場のレイアウトの例

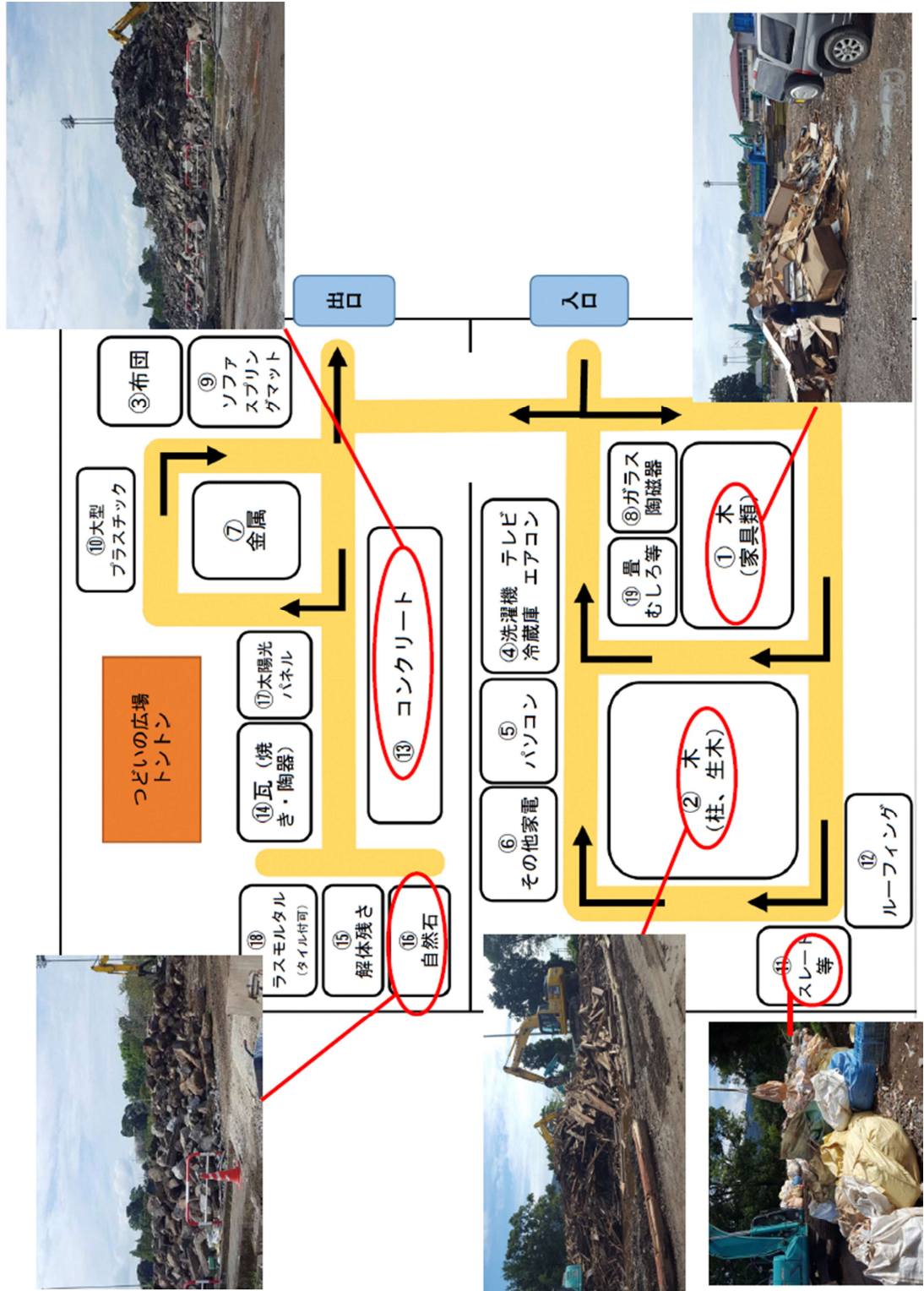
一次仮置場の設置例【いわき市における東日本大震災に係る災害廃棄物等の処理について】



一次仮置場の設置例【平成 30 年 7 月豪雨】



一次仮置場の設置例【熊本地震による被害の実態と災害廃棄物処理の現状、課題について】



## 二次仮置場のレイアウトの例

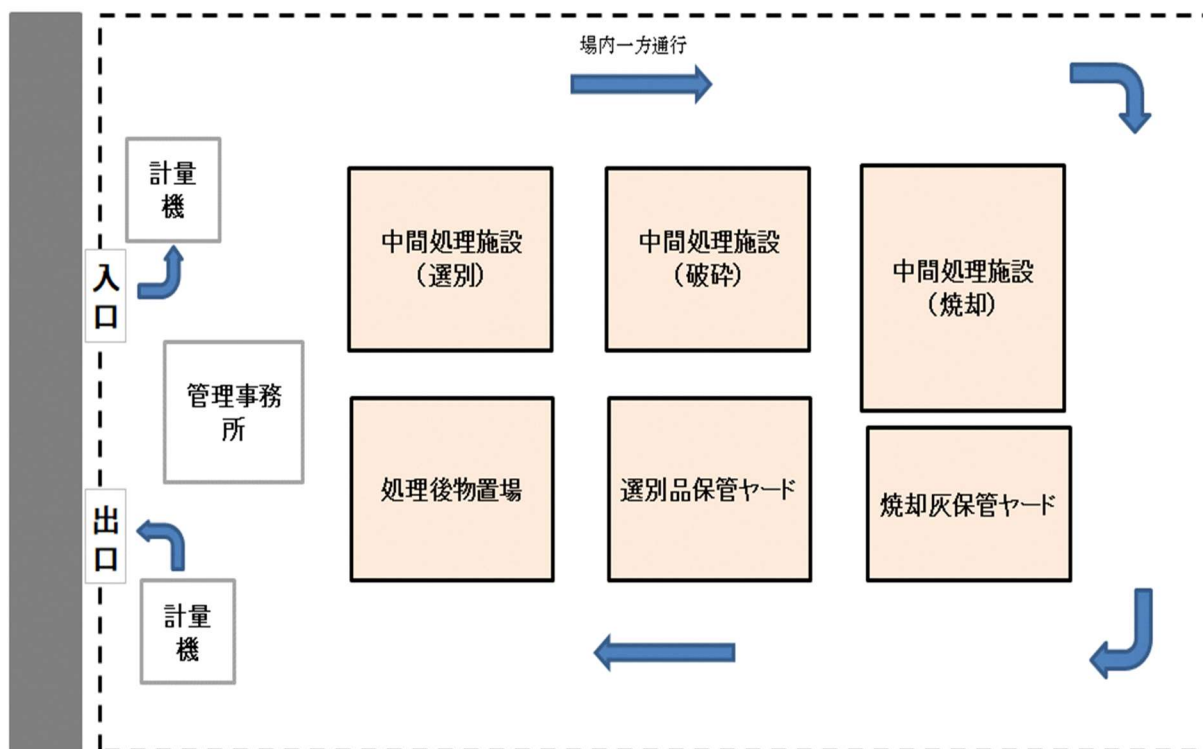


表 4-6 仮置場の利用方法

用途	説明
一時的な仮置場 (一次仮置場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路障害物等の緊急的な除去が必要となる災害廃棄物の一時的な仮置き</li> <li>町民が自ら持込む</li> </ul>
破碎作業用地、焼却施設用地 (二次仮置場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設破碎机、焼却炉等の設置及び処理作業（分別等）を行うための用地</li> </ul>
保管用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間処理施設の能力以上に搬入される災害廃棄物の保管</li> <li>最終処分場の処理又は輸送能力等収集運搬・処分できずに体積するもの</li> <li>コンクリートがら等の復興資材を利用先まで搬出するまでの一時的な保管（危険物を含む）</li> <li>需要以上に処理され滞留する再資源化物の保管</li> </ul>

出典：埼玉県災害廃棄物処理指針

平時から仮置場の運営に必要な資機材を一定数備蓄するとともに、重機の調達方法や必要人員の確保等について検討を行います。

(1) 一次仮置場における必要機材

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
設置	敷鉄板、砂利	大型車両の走行、ぬかるみ防止		○
	出入口ゲート、チェーン、南京錠	保安対策（侵入防止）、不法投棄・盗難等の防止	○	
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板	運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等	○	
	コーン標識、ロープ	仮置き区域の明示、重機の可動範囲、立入禁止区域の明示等の安全対策		○
	受付	搬入受付	○	
処理	フォーク付のバックホウ等	災害廃棄物の粗分別、粗破碎、積み上げ、搬出車両の積み込み	○	
	移動式破碎機	災害廃棄物の破碎		○
	運搬車両（パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等）	災害廃棄物の搬入・搬出	○	
作業員	保護マスク、メガネ、手袋、安全（長）靴、耳栓	安全対策、アスベスト吸引防止	○	
	休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ	職員のための休憩スペース、トイレ		○
	クーラーボックス	職員の休憩時の飲料水の保管		○
管理	簡易計量器	災害廃棄物の搬入・搬出時の計量		○
	シート	土壌汚染の防止、飛散防止		○
	仮囲い	飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、騒音低減、景観への配慮		○
	飛散防止ネット	飛散防止		○
	防塵ネット	粉じんの飛散防止		○
	タイヤ洗浄設備、散水設備	粉じんの飛散防止		○
	散水車			○
	発電機	電灯や投光機、水噴霧のための電力確保、職員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用		○
	消臭剤	臭気対策		○
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤	害虫対策、害獣対策		○
	放熱管、温度計、消化器、防火水槽、一酸化炭素濃度測定器	火災発生防止（堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定）		○
	掃除用具	仮置場その周辺の掃除（美観の保全）		○

出典：災害廃棄物対策指針（技 17-1）に一部加筆

彩の国資源循環工場内で再生砂を製造している事業者と事前の協議を行い、砂利の利用を検討していきます。

(2) 二次仮置場における必要機材

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
設置	遮水シート、遮水工、 アスファルト舗装	汚水の地下浸透防止、土壌汚染防止		○
	水処理施設、雨水側溝	水質汚濁防止		○
	台貫（トラックスケール）	災害廃棄物の受入、選別後の搬出時の計量	○	
	出入口ゲート、チェーン、 南京錠	侵入防止、不法投棄・盗難等の防止	○	
	バリケード	作業エリアの区分・安全対策		○
処理	重機	災害廃棄物の粗分別、粗破碎、積み上げ、搬出 車両の積み込み	○	
	破碎・選別機	災害廃棄物の破碎・選別	○	
	手選別ライン	混入禁止物の抜き取り		○
	仮設焼却施設	選別した可燃物の焼却		○
作業員	保護マスク、メガネ、手袋、 安全（長）靴、耳栓	安全対策、アスベスト吸引防止	○	
	エアシャワー室	粉じん対策・ダイオキシン対策		○
	集じん機、集じんダクト	室内空気の浄化		○
	管理棟	管理事務、会議等を行うための建屋		○
	福利厚生設備	食堂、休憩室、託児室等		○
	二次災害防止設備	余震等の災害に対し、従業員、作業員の安全を 確保するための設備		○
管理	入場許可証	不審車両の入場規制、不法投棄の防止	○	
	車両管制設備	車両の運行状況を把握・管理		○
	仮囲い	飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、 騒音低減、景観への配慮	○	
	現場作業用大型テント	建設機械や処理設備の保護、防音・防塵対策、 雨天時の作業時間の確保		○
	飛散防止ネット	飛散防止		○
	防音シート、防音壁	騒音対策		○
	防塵ネット	飛散防止、粉じんの飛散防止		○
	粉じん防止剤	粉じんの飛散防止		○
	タイヤ洗浄設備、散水設備 散水車	粉じんの飛散防止		○
	発電機	電灯や投光機、水噴霧のための電力確保、職員の休憩 スペースにおける冷暖房の稼働用		○
	消臭剤	臭気対策		○
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤	害虫対策、害獣対策		○
	放熱管、温度計、消火器、 防火水槽	火災発生防止（堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素 濃度の測定）		○

出典：災害廃棄物対策指針（技 17-1）に一部加筆

## 5. 仮置場の管理・運営

仮置場の管理・運営に関する留意事項を以下に示します。

表 4-7 仮置場の管理・運営に関する留意事項

土地の利用についてあらかじめ検討しておく項目
<ul style="list-style-type: none"><li>・返還（返却）時に、土地をどの時点の状態に原状回復するか等の利用条件について、土地所有者と協議する。（災害発生前の状態か、災害発生後の状態か）</li><li>・土地をいつまで利用することができるか確認する。</li><li>・仮置場として使用する前に、土地所有者立会いの下で土地の状況写真を撮影し保管する。</li><li>・使用前の状態の表層土壌を採取し保管する。</li><li>・土地使用後に土壌調査を実施し、土壌汚染が確認された場合は、土壌汚染の有無についてデータとして利用する。</li></ul>
各仮置場で受入可能な災害廃棄物
<ul style="list-style-type: none"><li>・一次仮置場では、被災者が搬入する災害廃棄物、発災現場（路上や家屋解体）から発生する廃棄物を受け入れる。</li><li>・二次仮置場では、一次仮置場で収集された廃棄物を搬入する。上記の廃棄物以外の受入に関しては、状況に応じて検討する。</li></ul>
搬入ルール
<ul style="list-style-type: none"><li>・一次仮置場へは原則町民が直接搬入するが、被災状況や高齢単身世帯等の状況により町又は事業者が搬入することもできる。</li><li>・仮置場への搬入に際しては、町民の行列ができることが予想されるため、町による収集の車両については緊急車両として優先的に搬入できるようにし、収集車両専用路の確保に努める。</li><li>・町民が搬入する際は、罹災証明書や被災者であることを確認できる身分証等を掲示する。</li><li>・災害廃棄物以外の便乗ごみがないか、仮置場に監視員を常駐させ確認する。</li></ul>
運営ルール
<ul style="list-style-type: none"><li>・使用を開始した仮置場には、災害廃棄物の受入れ、搬入物の監視・指導、保管、管理等を行うために職員等を配置する。</li><li>・搬入された災害廃棄物の計量、処理、分別保管、移動・運搬等を行うため、必要な資機材を投入する。</li><li>・仮置場の場内ルートを整備し、誘導員の配置や案内の掲示等により、搬入車両の円滑な動きを誘導する。</li><li>・適正処理、資源化を踏まえ、分別して搬入された廃棄物の種類ごとに区分し保管する。</li><li>・各仮置場では日報を作成し、搬入台数、ごみの種類別の搬入量、搬出量等を記録する。</li></ul>

また、仮置場の作業員は、通常的安全・衛生面に配慮した服装に加え、アスベストの排出に備え、防塵マスク及びメガネを着用し、靴は、釘等の踏貫き防止のため、安全長靴を履きます。仮置場は、粗破碎等重機での作業、特定家電等の災害廃棄物の長期保管等を考慮し、アスファルト敷等の土地が望ましいが、そうでない場合は、鉄板や遮水シートを敷設する等の養生を行います。

## 6. 仮置場の返還

仮置場閉鎖後は、必要に応じて土壌汚染調査等を実施後、現状復旧し、所管部署、土地所有者等の現地立会いによる確認・了承を得たうえで返還します。

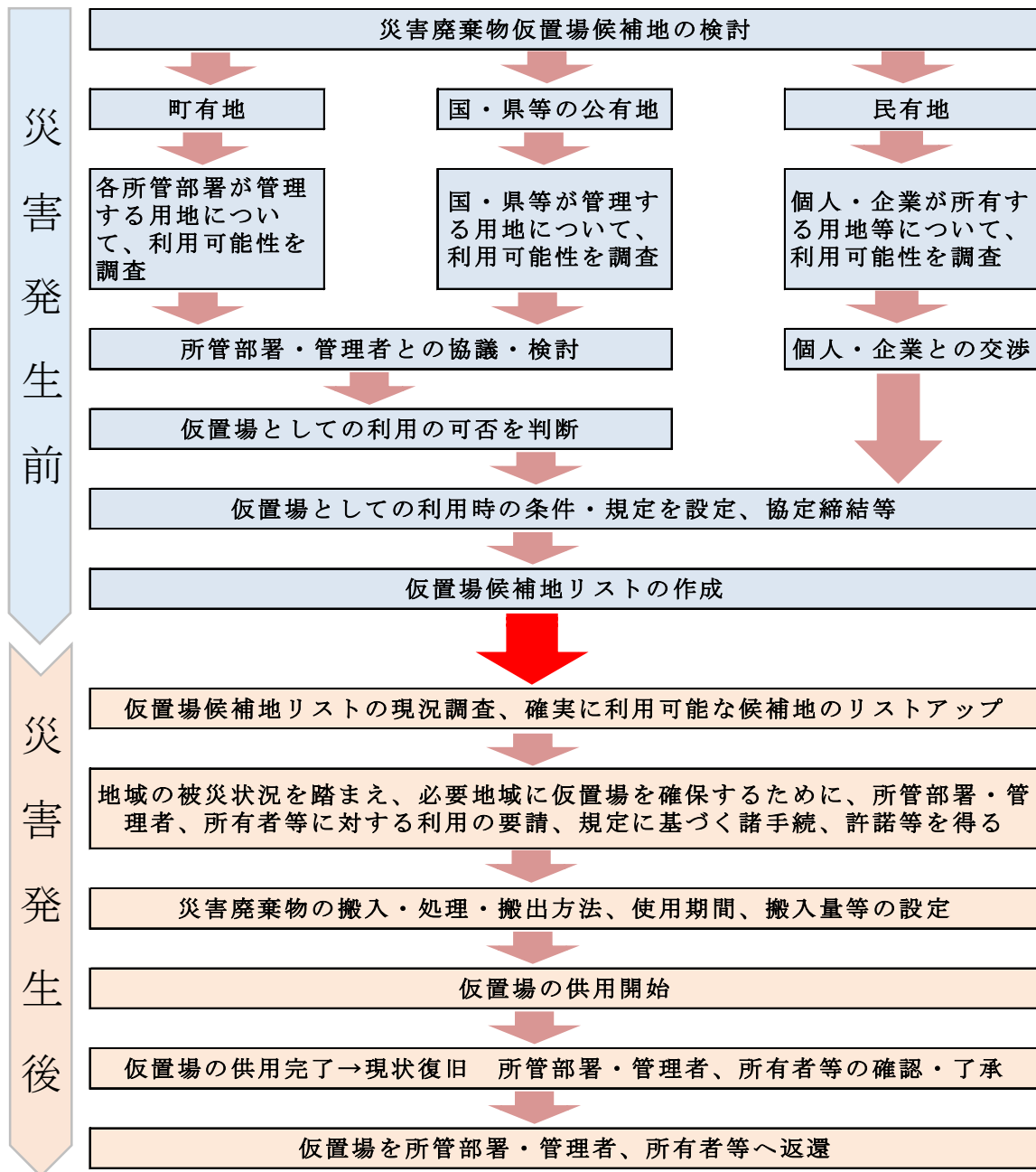


図 4-4 仮置場の選定から供用開始、返還までのフロー

## 7. 環境モニタリング

仮置場の環境モニタリングを実施することにより、周辺住民の生活環境への影響や、災害廃棄物処理現場における労働災害を防止します。環境対策は、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等への影響を低減する措置を講じます。主な対策は表 4-8 に示します。また、仮置場に対する定期的な見回りを行います。特に可燃物は、発煙の有無を目視確認し、測定器を用いて定期的に内部の温度及び一酸化炭素濃度を測定し、その結果に基づき管理を行います。

表 4-8 環境対策・モニタリングにおける留意点

項目	環境影響	対 策 例	留 意 点
大 気	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散</li> <li>石綿含有廃棄物（建材等）の保管、処理による飛散</li> <li>災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な散水の実施</li> <li>保管、選別、処理装置への屋根の設置</li> <li>周囲への飛散防止ネットの設置</li> <li>フレコンバッグへの保管</li> <li>搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制</li> <li>運搬車両の退出時のタイヤ洗浄</li> <li>収集時分別や目視による石綿分別の徹底</li> <li>作業環境、敷地境界での石綿の測定監視</li> <li>仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>破碎機等粉じん発生施設の位置、住居や病院等環境保全対象、主風向等に配慮する。</li> <li>環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、モニタリング地点を複数点設定する。</li> <li>散水車の配備、防火水槽の設置</li> </ul>
騒 音 振 動	<ul style="list-style-type: none"> <li>撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動</li> <li>仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>低騒音・低振動の機械、重機の使用</li> <li>処理装置の周囲等に防音シートを設置</li> <li>搬出入車両の低速走行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音や振動の大きな破碎機等「特定施設」の位置を踏まえたモニタリングを行う。</li> </ul>
土 壌	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に遮水シートを敷設</li> <li>P C B等の有害廃棄物の分別保管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用前に土壌汚染の状況を調査する。</li> </ul>
臭 気	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物からの悪臭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>腐敗性廃棄物の優先的な処理</li> <li>消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>腐敗性廃棄物がある場合はその位置、住居や病院等環境保全対象、主風向等に配慮する。</li> <li>環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、モニタリング地点を複数点設定する。</li> </ul>

項目	環境影響	対策例	留意点
水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に遮水シートを敷設</li> <li>・敷地内で発生する排水、雨水の処理</li> <li>・水たまりを埋めて腐敗防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染の恐れのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査する。</li> <li>・使用前に周辺の河川及び地下水の状況を調査する。また、定期的にモニタリングを行う。</li> </ul>

出典：災害廃棄物対策指針

## 8. 分別・処理・再資源化

災害時、処理や再資源化を考慮し、平時に定めた方針に沿って分別を行い、災害廃棄物を復旧・復興時における有用な資材として、以下に留置し分別・処理・再資源化を行います。

### (1) 仮設中間処理施設

災害が甚大で大量の災害廃棄物が発生する場合は、仮設中間処理施設を検討する必要があります。以下で示すように本町で発生する災害廃棄物を処理するだけでも被害想定に関東平野北西縁断層帯地震の場合は、585t/日の規模が必要となります。

なお、災害が甚大な場合は、県内市町村等も大きな影響を受け、大量の災害廃棄物が発生するものと考えられるため、広域で仮設中間処理施設を建設することを県に委託します。

年間処理量：災害廃棄物発生量/3年間処理  
 (2.5年間で処理を行い、設置撤去等0.5年の期間とします。)  
 日処理量：年間処理量/300日(稼働)

表 4-9 仮設中間処理施設の規模(関東平野北西縁断層帯地震)

施設	処理対象物	発生量(t)	年間処理量(t/年)	日処理量(t/日)
焼却施設	可燃物	34,829	13,932	46
木屑破碎施設	柱角材	13,055	5,222	17
コンクリートがら破碎施設	コンクリートがら	258,807	103,523	345
不燃物選別施設	不燃・片付けごみ	132,491	52,996	177
合計		439,182	175,673	585

## (2) 再資源化

災害廃棄物は、処理方法によっては再生利用可能なものを大量に含んでおり、復旧・復興時の資材として有効に活用される必要があり、積極的に再生資材として有効利用していくものとします。

表 4-10 再生利用する再生資材

災害廃棄物	再生資材
コンクリートがら	路盤材、骨材、埋め戻し材等
アスファルトがら	骨材、路盤材等
解体大型資材（柱材、角材）	パーティクルボード、木炭、その他リユース材、燃料等
大型生木（倒木、流木）	製紙原料、木炭、その他リユース材、燃料等
木くず	燃料等
タイヤ	チップ化（補助燃料）、セメント原料等
金属くず	金属スクラップ
廃家電 （家電リサイクル法対象外）	金属、廃プラスチック

## (3) 仮置場での分別

災害応急時においても、今後の処理や再生利用を考慮し、可能な限り分別を行い、害虫、悪臭が発生した場合は、殺虫剤や消石灰、消臭剤等の散布、シート被覆等の対応を検討します。また、復旧・復興事業等においては、再生資材の活用が望ましいことから、種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択し、品質・安全性に配慮した処理を行います。

## 9. 被災家屋の解体・撤去

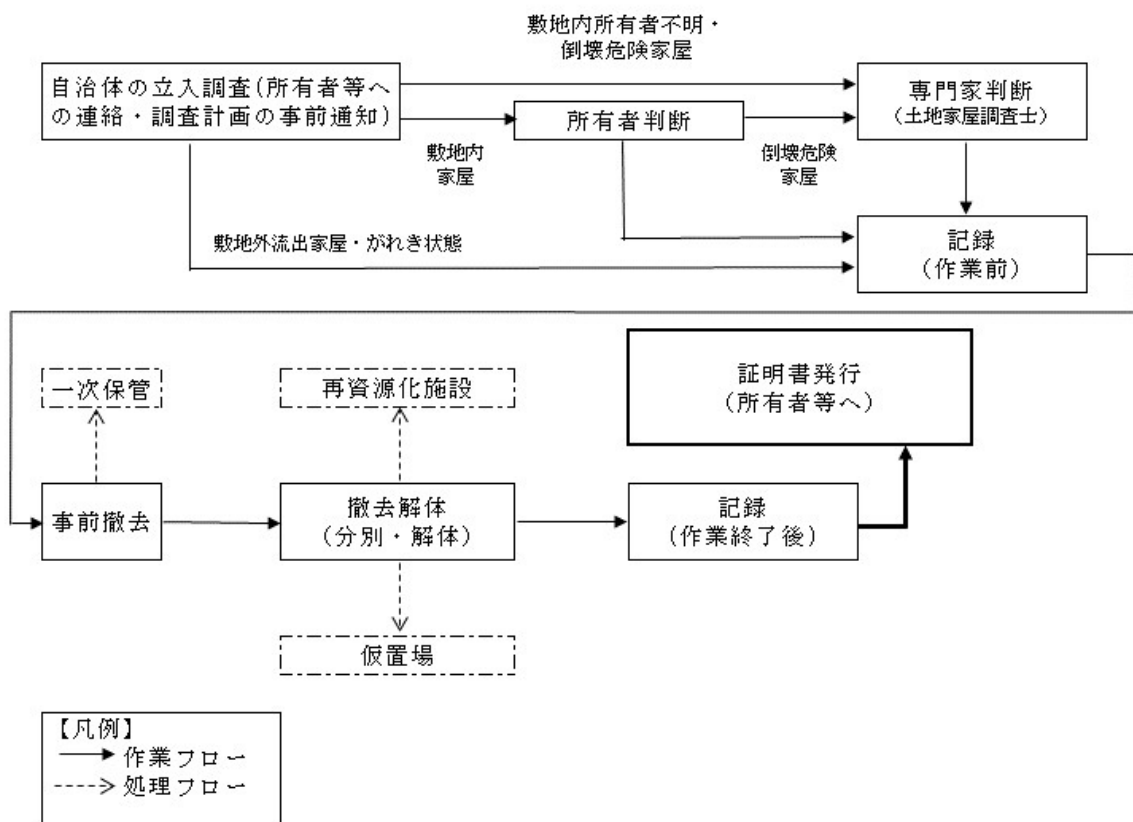
損壊家屋等は、私有財産であるため、その処分についても原則として所有者が実施することとなりますが、通行上支障がある場合や倒壊の危険性のある場合については、所有者の意思を確認したうえで、適切な対応を行います。また、公共施設や大規模事業所の撤去はそれぞれ管理者の責任で実施します。

平時には、本町は、各担当部署と連携して、罹災証明書、解体申請、解体業務の発注、解体状況の確認等についての手順や手続きを整理し、庁内の連携体制を構築します。また、家屋の解体撤去をする場合は、思い出の品や貴重品を取り扱う必要があることを前提として、保管場所や管理方法を検討します。

また、石綿の使用状況について、情報を収集し、災害に備えます。

発災後は、環境省の災害廃棄物処理事業において、基本的に家屋の解体撤去は補助対象外となっていることから被災者に支給される生活再建支援金等による自己負担を原則とします。

近年では、令和元年房総半島台風・東日本台風において、甚大な被害が生じ、生活環境保全上の支障が生じないように、速やかに解体・撤去作業を行う必要があることから、国による特別措置が認められ、国庫補助による解体費用の負担が認められたこともあります。



出典：災害廃棄物対策指針

図 4-5 損壊家屋等の解体・撤去による関係者の作業フロー及び廃棄物処理フロー

## (1) 石綿対策

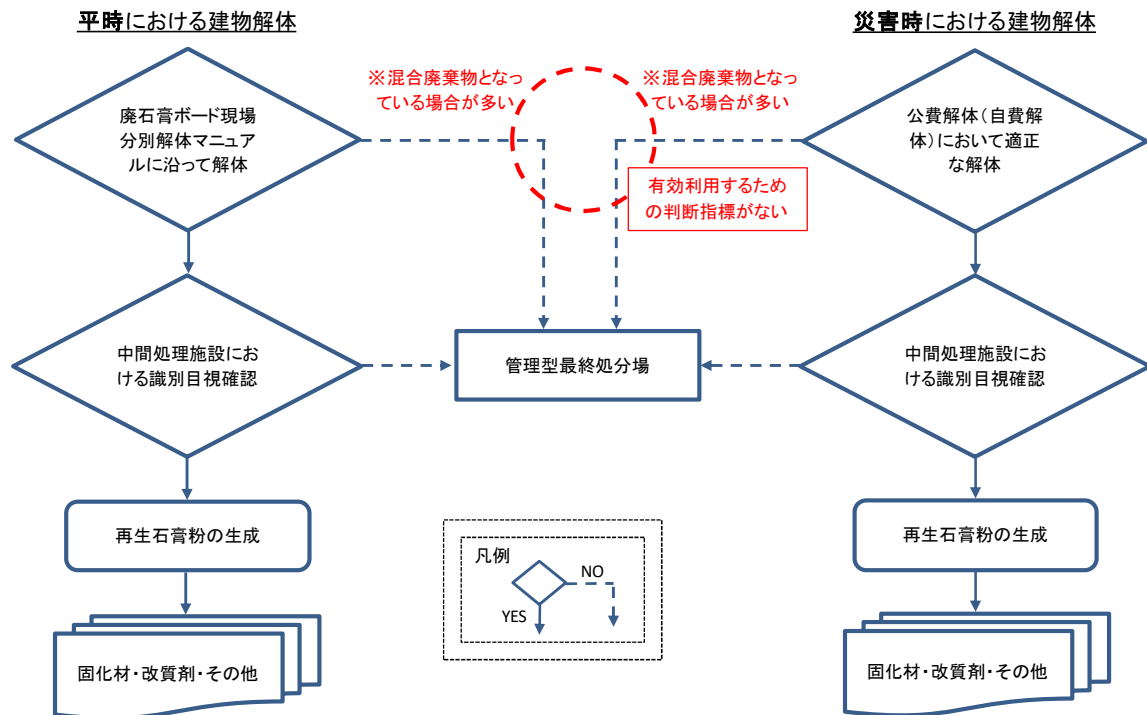
「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成 29 年 9 月、環境省）に基づき、解体・撤去前に石綿等に係る事前調査を行い、石綿や石綿含有建材を発見した場合には、石綿除去に係る隔離養生や石綿含有建材の手ばらし除去等を徹底し、石綿の飛散防止を図ります。

なお、損壊家屋等への石綿の含有について事前に確認します。建築時期により石綿使用の有無を推定することができますが、これはあくまでも目安であるため、損壊家屋等の図面等で使用されている建材の商品名を確認し、メーカー等に問い合わせ、石綿含有の有無を確認する方法も併用する必要があります。以上でも判明しない場合には、必要に応じ、検体を採取し分析を行います。

## (2) 廃石膏ボードの取り扱いについて

平時において、廃石膏ボードは再生利用が可能です。災害時においても「廃石膏ボード現場分別解体マニュアル」（平成 24 年 3 月国土交通省）に準じて、適切な分別解体を行い、処理及び再資源化を図ります。

適正かつ円滑・迅速に対応できるように「災害時における廃石膏ボードの再生利用について」（令和 3 年 3 月環境省）に基づき、再生利用を図ります。



出典：災害時に発生する廃石膏ボードの再生利用について

図 4-6 石膏ボードのリサイクルフロー

## 10. 適正処理が困難な廃棄物

### (1) 平時対策

発災時に発生する有害物質等は、地震等の災害により流出し、適切な回収及び処理が実施されない場合、生活環境や人体に長期的な影響を及ぼすとともに、復旧・復興の障害になる恐れがあるため、業者による引取のルール等を確認しておき、発災後、速やかに回収・処理ができる環境を整えます。

### (2) 発災後対策

適正処理が困難な廃棄物は、発災後、排出量の増加が予想されるため、初期段階からその適切な処理方法等を町民に広報します。

### (3) 廃家電品の取り扱い

平時において、家電リサイクル法対象品目については、家庭ごみとして収集運搬や処理を行っていません。しかし、発災時には、震災被害、浸水被害により使用不能となったテレビ、冷蔵庫等が大量に発生することが想定され、被災地の災害廃棄物の迅速な処理が最優先であることを考慮すると、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理することもやむを得ないものとします。形状が変形している物や震災、浸水被害によりごみ、水等が付着した家電品に関しては、リサイクル対象外となります。

### (4) 有害廃棄物の取り扱い

有害廃棄物等を被災現場から撤去等できない場合は、その場で飛散防止や流出防止を図るとともに、有害廃棄物等についての情報を関係者で共有します。収集ルートが機能している場合は、仮置場で一時保管します。一時保管を行う際は、環境への影響がないように舗装された場所に区分して保管し、風雨にさらされないように配慮します。

有害物質等を含む廃棄物が発見された時は、原則として所有者等に対して速やかな回収を指示し、別途保管又は早期の処分を行います。

混合状態になっている災害廃棄物は、有害物質が含まれている可能性を考慮し、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水等による防塵対策の実施等、安全衛生対策を徹底します。放射性物質を含んだ廃棄物の取り扱いについては、国の指示に従い処理を行います。

対象とする有害・危険製品の収集・処理方法を表 4-11 に、有害・危険製品注意事項を表 4-12 に、PRTR（化学物質排出移動量届出制度）の対象化学物質については、表 4-13 に示します。

表 4-11 対象とする有害・危険製品の収集・処理方法

区分	品目	収集方法	処理方法	
有害性物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品（家庭薬品ではないもの）	販売店、メーカーに回収依頼/廃棄物処理許可業者に回収・処理依頼	中和、焼却	
	塗料、ペンキ		焼却	
	廃電池類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（ニカド電池）、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	リサイクル協力店の回収（箱）へ	破砕、選別、リサイクル
		ボタン電池	電器店等の回収（箱）へ	
		カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ	破砕、選別、リサイクル（金属回収）
	廃蛍光灯	回収（リサイクル）を行っている事業者へ	破砕、選別、リサイクル（カレット、水銀回収）	
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル	購入店、ガソリンスタンドへ	焼却 リサイクル	
	有機溶剤（シンナー等）	販売店、メーカーに回収依頼/廃棄物処理許可業者に回収・処理依頼	焼却	
	ガスボンベ	引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル	
	カセットボンベ・スプレー缶	使い切ってから排出する場合は、穴をあけて燃えないごみとして排出	破砕	
	消火器	購入店、メーカー、廃棄物処理許可業者に依頼	破砕、選別、リサイクル	
感染性廃棄物	使用済み注射器針、使い捨て注射器等	地域によって自治体で有害ごみとして収集、指定医療機関での回収（使用済み注射器針回収薬局等）	焼却・溶融、埋立	

出典：災害廃棄物対策指針（技 24-15）

表 4-12 有害・危険製品注意事項

種類	注意事項
農薬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器の移し替え、中身の取り出しをせず、許可のある産業廃棄物業者または回収を行っている市町村以外には廃棄しない。</li> <li>・ 毒物または劇物の場合は、毒物及び劇物取締法により、保管・運搬を含め事業者登録が必要となり、廃棄方法も品目ごとに定められている。</li> <li>・ 指定品目を一定以上含むものや、強酸・強アルカリに類するものは特別管理産業廃棄物に区分されることがある。</li> </ul>
塗料ペンキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物の場合は、許可のある産業廃棄物処理業者に処理を委託する。</li> <li>・ 一般廃棄物の場合は、少量なので中身を新聞等に取り出し固化させてから可燃ごみとして処理し、容器は金属ごみまたはプラスチックごみとして処理する。</li> </ul>
廃電池類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮置場で分別保管し、平常時の回収ルートにのせる。</li> <li>・ 水銀を含むボタン電池等は、容器を指定して保管し回収ルートが確立するまで保管する。</li> </ul>
廃蛍光灯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮置場で分別保管し、平常時の回収ルートにのせる。</li> <li>・ 破損しないようドラム缶等で保管する。</li> </ul>
高圧ガスボンベ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流失ボンベは不用意に扱わず、関係団体に連絡する。</li> <li>・ 所有者が分かる場合は所有者に返還し、不明の場合は仮置場で一時保管する。</li> </ul>
カセットボンベ・スプレー缶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部にガスが残存しているものは、メーカーの注意書きに従う等安全な場所及び方法でガス抜き作業を行う。</li> <li>・ 完全にガスを出し切ったものは金属くずとしてリサイクルに回す。</li> </ul>
消火器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮置場で分別保管し、日本消火器工業会のリサイクルシステムルートに処理を委託する。</li> </ul> <p>特定窓口、指定取引場所の照会⇒(株)消火器リサイクル推進センター (<a href="http://www.ferpc.jp/recycle/index.html">http://www.ferpc.jp/recycle/index.html</a>)</p>

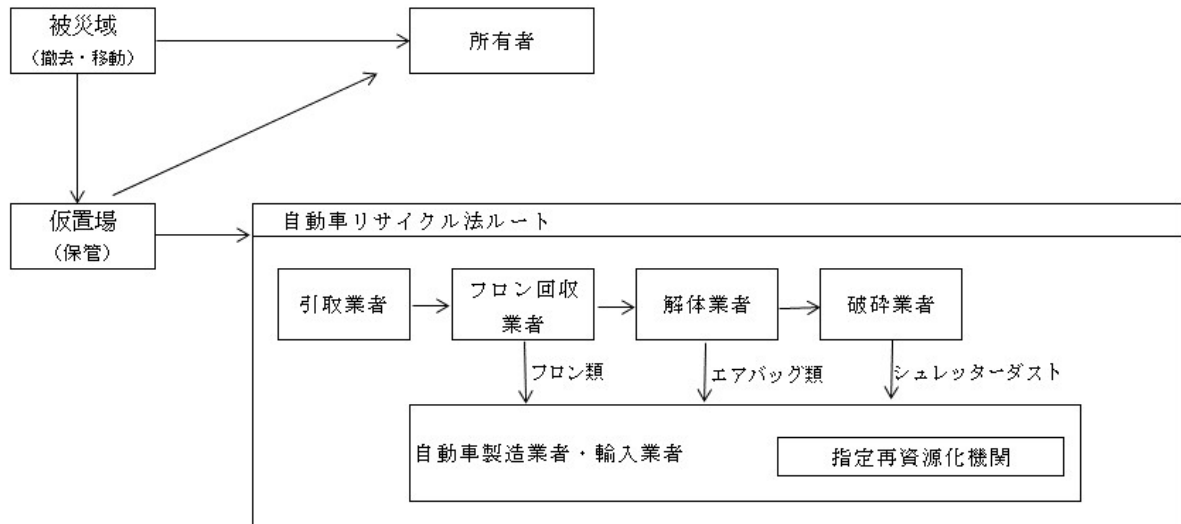
出典：災害廃棄物対策指針（技 24-15）

表 4-13 PRTR（化学物質排出移動量届出制度）の対象化学物質の例

項目	種類
揮発性炭化水素	ベンゼン、トルエン、キシレン等
有機塩素系化合物	ダイオキシン類、トリクロロエチレン等
農薬	臭化メチル、フェニトロチオン、クロルピリホス等
金属化合物	鉛及びその化合物、有機スズ化合物等
オゾン層破壊物質	CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）等
その他	石綿等

### (5) 自動車

被災自動車は、自動車リサイクル法に基づき、所有者が引取業者へ引き渡すことが原則であり、被災自動車の状況を確認し、所有者に引き取りの意思がある場合には所有者に、それ以外の場合は引取業者に引き渡します。

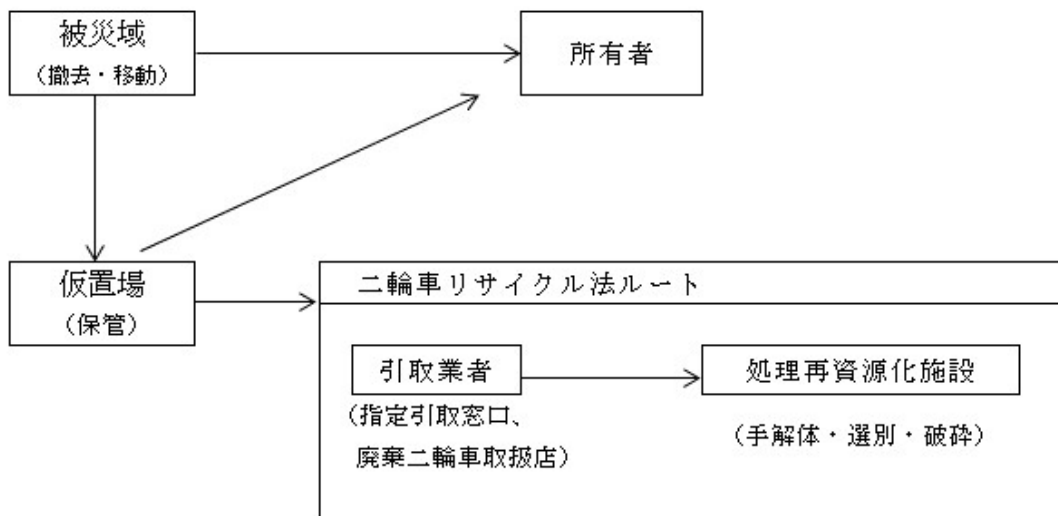


出典：災害廃棄物対策指針（技 24-8）

図 4-7 被災自動車の処理フロー

### (6) 自動二輪

被災自動二輪や被災原動機付自転車は、公益財団法人自動車リサイクル促進センターの二輪車リサイクルシステムを利用して、被災地域で発見された二輪車を保管し、所有者が引き取りの意思がある場合には所有者へ引き渡し、それ以外の場合は、引取業者（廃二輪車取扱店又は指定引取窓口）へ引取要請を行います。



出典：災害廃棄物対策指針（技 24-9）

図 4-8 被災自動二輪の処理フロー

### (7) 腐敗性の強い廃棄物

畳、布団、食品等の腐敗性の強い廃棄物は、公衆衛生の保全のため、焼却処分を優先して行います。腐敗は時間とともに進行するため、腐敗状況の緊急度に応じて、石灰（消石灰）の散布を実施したうえで、原則として焼却処分を実施します。

近年の畳は、プラスチック類を多く使用しているものが多く、昔ながらの畳については、植物を使用しており腐敗性があるため速やかに焼却処分できるよう、搬入時に住民から情報収集を行います。

また、腐敗・発酵する有機性廃棄物は悪臭の発生、発火の恐れがあるため、優先して処理に当たります。

### (8) 太陽光発電設備の処理

平時に家の建て替えやリフォームに伴って太陽光発電設備を撤去する場合は、通常、解体業者が撤去作業を行い、同時に排出者になります。災害により、太陽光発電設備が破損した場合は、所有者自らが排出者になるため、解体・撤去・収集運搬・処分を業者に依頼します。

太陽光発電設備の処分ルートとしては、太陽光発電設備メーカールート、建物解体業者ルート、太陽光発電設備撤去事業者ルート、リユース業者ルートが考えられます。ただし、災害廃棄物の迅速な処理を最優先する必要性から、被災地の被害状況や災害廃棄物の発生状況を踏まえたうえで、太陽光パネルを災害廃棄物として処理することを検討します。

なお、住宅等に設置されていた太陽光パネルが損壊家屋に残っている場合や屋根から外れて堆積している場合でも、太陽光パネルに太陽の光が当たっている時は、発電している可能性があり、素手等で触れると感電する可能性があるため、処理に当たっての注意点として、町民や事業者に対し、次の内容等の広報を実施します。

また、彩の国資源循環工場内で太陽光パネルの処理を行っている業者と協議を行い、太陽光パネルの処理を検討していきます。

表 4-14 太陽光発電設備の処理に関する留意点

留意点	・素手でさわらない。
	・救助及び復旧作業等で壊れた太陽光パネルに触れる場合は、ゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用すること。
	・複数の太陽電池モジュールがケーブルで繋がっている場合は、ケーブルのコネクタをビニールテープで巻くこと。
	・積込や運搬時等の感電防止のため、荷台における太陽電池モジュールの表面を下にするか、又は表面を段ボール、ブルーシート、遮光用シート等で覆い、発電しないようにすること。
	・ガラスが破損した太陽電池モジュールは雨水等の水漏れによって含有物質が流出する恐れや感電の危険性が高まる恐れがあるため、ブルーシートで覆う等の水漏れ防止策をとることが望ましい。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感電、怪我を防止するため、みだりに人が触るのを防ぐための囲いを設け、貼り紙等で注意を促すことが望ましい。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽電池モジュールは大部分がガラスで構成されており、撤去作業等における破損による怪我を防止するため、保護帽、厚手の手袋（革製等）、保護メガネ、作業着等を着用する等によりリスクを低減させる。</li> </ul>

### (9) 貴重品・思い出の品

貴重品・有価物や、写真、位牌、賞状等所有者にとって価値のある思い出の品については、被災者の経済的、精神的な復興に繋がるものであるため、取り扱いに注意します。

#### ○貴重品・有価物

所有者が不明の貴重品・有価物（財布、通帳、印鑑、貴金属等）を災害廃棄物の処理過程で発見した場合は、発見日時、発見場所、発見者を明らかにしたうえで、本町の職員が警察署に届け出ます。

銃刀類が発見された場合は、速やかに警察署に引き取りを依頼します。

#### ○思い出の品の取り扱い

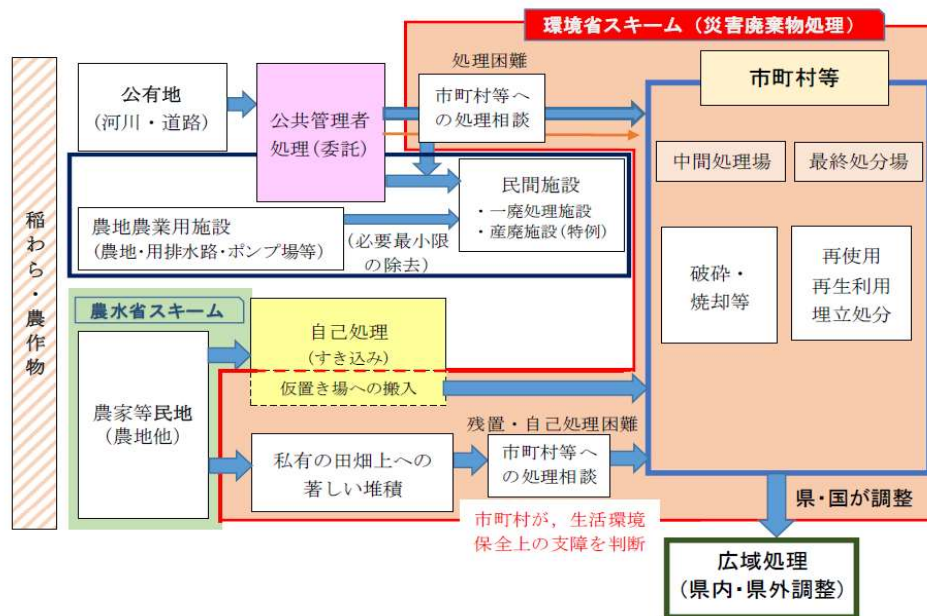
所有者にとって価値が認められる思い出の品については、災害廃棄物が搬入された地域を可能な範囲で特定できるようにして集約します。本町において閲覧、引き渡しのルールを作成するとともに、復旧・復興が一定程度進むまで、本町で保管し、所有者に返還できるようにします。

表 4-15 貴重品・思い出の品の取り扱い

基本的事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者が不明な貴重品（株券、金券、商品券、古銭等、貴金属類）は、速やかに警察に届ける。</li> <li>・所有者等の個人にとって価値があると認められもの（思い出の品）については、廃棄に回さず本町で保管し、可能な限り所有者に引き渡す。回収対象として、位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、PC、HDD、携帯電話、ビデオ、デジカメ等が想定される。</li> <li>・個人情報も含まれるため、保管・管理には配慮が必要となる。</li> </ul>
回収・保管・管理・閲覧
<ul style="list-style-type: none"> <li>・撤去・解体作業員による回収のほか、現場や人員の状況により思い出の品を回収するチームを作り回収する。</li> <li>・貴重品については、警察へ届け出る。</li> <li>・思い出の品については、土や泥がついている場合は、洗浄、乾燥し、自治体等で保管・管理する。閲覧や引き渡しの機会を作り、持ち主に戻すことが望ましい。</li> <li>・思い出の品は、膨大な量となることが想定され、また、限られた期間の中で所有者へ返却を行うため、発見場所や品目等の情報が分かる管理リストを作成し管理する。</li> </ul>

## 11. 稲わら等の対応

風水害の時期によっては、田畑より流出した大量の農業残渣（稲わら等）が災害廃棄物として発生します。稲わら等は土地所有者による農地へのすき込みや仮置場への搬入等により対応しますが、稲わら等は広大な農地から発生し、量も膨大となり収集運搬から処分に多大な時間を要することから、道路の啓開、復興状況に合わせ、被災者の生活再建の障害とならないように国（農林水産省）、県の支援を受け、農政・道路担当の協力を得つつ円滑な処理を行います。



出典：国立環境研究所 令和元年台風第19号に係る災害廃棄物の処理方針について

図4-9 農業残渣（稲わら等）の処理フロー

## 第5章 町民への広報啓発

---

### 第1節 広報啓発周知方法

災害廃棄物の円滑な処理のために、町民等への広報啓発を行います。

情報の発信手段としては、町広報誌、町公式ホームページ、町公式 SNS、メール配信サービス、防災行政無線、回覧板等の多様な手段を用います。

また、平時には、災害廃棄物処理を円滑に進めるために必要な事項について、普及啓発・広報に努めます。特に風水害では、水が引くとすぐに被災した町民が一斉に災害廃棄物を搬出するため、効果的な手法で迅速に情報を周知する必要があります。

#### 1. 平時

##### ○広報啓発の内容

災害廃棄物の分別の重要性や仮置場の必要性等について町民へ広報します。

##### ○広報啓発方法

町広報誌、町公式ホームページ、町公式 SNS、防災訓練等を利用して、災害廃棄物の分別の重要性や方法について啓発を行います。

#### 2. 災害時

##### ○広報の内容

被災者に対して、災害廃棄物の分別や収集方法、仮置場の利用方法等について、効果的な広報手段により周知します。また、ボランティアに対しても速やかに災害ボランティアセンターを通じて、同様の情報を周知します。

##### ○広報手段

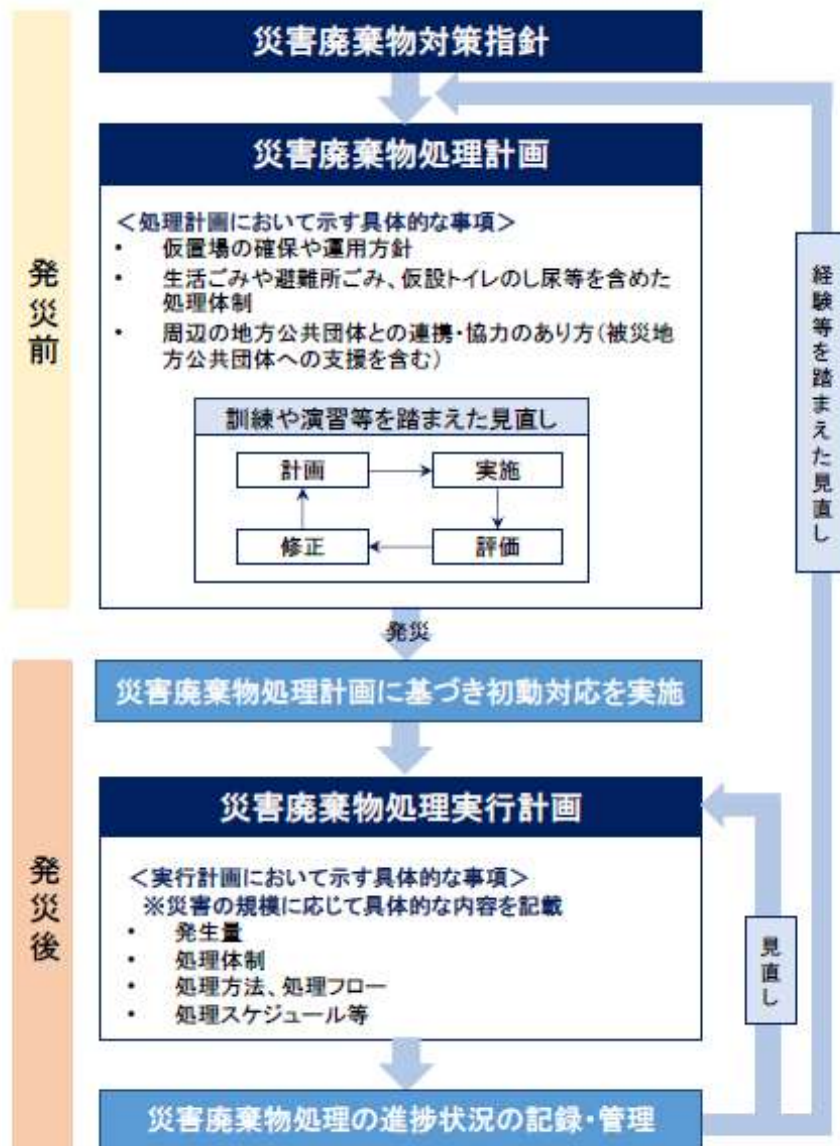
町公式ホームページ、防災行政無線、町公式 SNS 等あらゆる広報媒体により、町民へ正確かつ迅速に、災害廃棄物の分別や仮置場の利用方法等についての情報を周知します。

表 5-1 広報内容

項目		広報内容
災害時	環境に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野焼き等の禁止</li> <li>・生活環境（悪臭、水質等）</li> </ul>
	生活ごみの処理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集ルート及び日程、収集期間</li> <li>・収集方法（戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等）</li> <li>・便乗ごみの排出、不法投棄</li> </ul>
	し尿処理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集ルート及び日程、収集期間</li> <li>・し尿処理の現状及び復旧の見通し</li> </ul>
	災害廃棄物に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民が持込みできる集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）</li> <li>・仮置場の場所及び設置状況</li> </ul>

## 第6章 災害廃棄物処理実行計画

実際に発生した災害による被災状況、災害廃棄物量に応じて、災害廃棄物の処理方法・処理体制等を定める必要があるため、「災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）」を策定していきます。



出典：災害廃棄物対策指針

図 6-1 災害廃棄物処理計画及び実行計画の位置付け

## 第1節 実行計画の策定

災害時には被災状況を踏まえた災害廃棄物の発生量の推計結果と処理可能量を把握し、本計画に基づき、速やかに実行計画を策定します。実行計画は、環境省災害廃棄物の処理方針（マスタープラン）を基本として策定していきます。発災直後は災害廃棄物発生量等を十分に把握できないこともあります。災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要があり、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行います。

1. 災害廃棄物処理実行計画の策定の趣旨	3. 災害廃棄物処理の基本方針
(1) 計画の目的	(1) 基本的な考え方
(2) 計画の位置付けと内容	(2) 処理機関
(3) 計画の期間	(3) 処理の推進体制
(4) 計画の見直し	
2. 被害状況と災害廃棄物の量	4. 災害廃棄物の処理方法
(1) 被害状況	(1) 被災家屋等の解体
(2) 災害廃棄物の量	(2) 災害廃棄物の処理フロー
	(3) 災害廃棄物の集積
	(4) 災害廃棄物の選別
	(5) 災害廃棄物の処理・処分
	(6) 広域処理
	(7) 進捗管理

## 第2節 実行計画の見直し

実行計画の見直しは、以下の内容に沿って行います。

- 復旧の進捗に伴い発災直後では把握できなかった被災状況や災害廃棄物処理の課題に対応し処理の進捗に併せて、実行計画の見直しを行います。
- 災害廃棄物の処理方法や処理費用について検証を行い、必要に応じて見直しを行います。
- 処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込量、動員可能な人員、資機材（重機や収集運搬車両、薬剤等）の確保状況を踏まえ、処理スケジュールの見直しを行います。
- 処理の進捗や災害廃棄物の性状の変化等に応じ、処理フローの見直しを行います。
- 道路の復旧状況や周辺的生活環境の状況、仮置場位置を踏まえ、処理スケジュールの見直しを行います。
- 設定した処理期間内に既存施設で処理が完了できない場合、中間処理を行う仮置場の設置や広域処理を検討します。
- 仮置場の返却に当たり、土壌分析等を行う等、土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復を行います。

## 第7章 災害廃棄物処理による補助金

### 第1節 補助金の種別

災害が甚大であり、災害廃棄物が大量に発生した場合等は、町の財政のみでは処理費用が賅えないことが考えられます。

災害廃棄物処理にかかる費用への財政支援措置として、環境省より「災害等廃棄物処理事業費補助金」及び「廃棄物処理施設災害復旧費補助金」による財政措置が市町村等に適用されるので、必要に応じ申請事務を行います。

表 7-1 災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の概要

	項目	内容
災害等廃棄物処理事業費補助金	対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 災害の為に実施した廃棄物の収集運搬及び処分</li> <li>- 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集・運搬及び処分</li> <li>- 仮設トイレ、集団避難所等から排出されたし尿の収集・運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る）</li> <li>- 国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集運搬及び処分</li> </ul>
	補助率	1/2
	その他	対象事業費の本補助金の補助裏分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な負担は1割程度となる。
廃棄物処理施設災害復旧費補助金	対象事業	次に掲げる施設の災害復旧事業。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 一般廃棄物処理施設</li> <li>- 浄化槽（自治体整備推進事業）</li> <li>- 産業廃棄物埋立処分場</li> <li>- PCB廃棄物処理施設</li> </ul>
	補助率	1/2
	その他	地方負担分に対して起債措置がなされた場合、元利償還金について普通交付税措置（元利償還金の47.5%（財政力補正により85.5%まで））がある。

## 第2節 申請事務

### 1. 活動の記録

補助金の申請には、災害等廃棄物処理事業報告書の作成が必要となります。申請事務を円滑に進めるため、以下に示す記録を収集整理し保管します。

なお、県に事務委託を行った際も、申請主体は本町となるので、必要な根拠資料等は十分に整理します。

表 7-2 記録する主な内容

項目	記録する内容
気象データ (公的データ)	地震：震度、震源地等 降雨：最大 24 時間雨量、連続雨量並びにこれらの時間的変化及び地域的分布状況 暴風：風向、風速、気圧等及びこれらの時間的關係
写真	①道路の冠水や河川の増水、土砂崩れ等被害状況が確認できるもの ②仮置場の状況や災害廃棄物（収集所や便槽等）が確認できるもの ③仮置場や被災地で発生した災害廃棄物の種類、発生量や収集・搬入出等の作業状況が分かるもの
地図・図面 (地図上に明示)	①気象観測地点 ②仮置場 ③廃棄物処理施設 ④被災状況写真の撮影地点 ⑤浸水地域や便槽汲み取り世帯
事業費算出内訳の 積算資料	①積算単価の根拠が確認できるもの 相見積もりや県の土木単価等 ②員数（件数）の根拠が確認できるもの 労務費であれば作業日報、重機等借上料であれば運行記録、処理料金であれば伝票、燃料費であれば使用した燃料の量が分かる資料や走行距離の記録等 ③その他、委託契約書や支出額が証明できる資料（請求書や受領書）等、事業費の算出根拠が確認できるもの ④事業費が大きい場合や内容が複雑なものは、処理フローをまとめる ⑤労務費やトラック運行記録等は日ごとの記録をまとめ集計表を作成する

※必要に応じ写真を撮影する。

処理・処分に関しては大里広域市町村圏組合と連携を行う。

出典：災害関係業務事務処理マニュアル（令和4年4月改訂）

## 2. 申請の流れ

災害関係業務の事務手続きは、「災害関係業務事務処理マニュアル（令和4年4月改訂）を参照し行います。

なお、不明な点等は、随時県と調整し申請を進めます。

表 7-3 補助金申請の流れ（例）

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①災害の発生</li><li>②災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の被害状況調査（県より依頼）</li><li>③災害等廃棄物処理事業報告及び廃棄物処理施設被害状況報告の作成（県へ提出）</li><li>④災害等廃棄物処理事業の実施<br/>（事業は災害発生後直ちに行うことになるので記録等要保管）</li><li>⑤災害査定日程調整（県へ報告）</li><li>⑥災害査定、実施調査報告書（朱書き訂正のもの含む）の作成（財務局立会）</li><li>⑦災害査定、実施調査報告書（朱書き訂正のもの含む）の作成（環境省地方事務書机上査定）<br/>（本町へヒアリングを行う際は県同席）</li><li>⑧限度額通知受領</li><li>⑨交付申請・実績報告</li></ul> |
|---|

## 資料編

---

---

### 資料 1 その他参考となる資料

#### 【ホームページ】

- ・ 「災害廃棄物対策情報サイト」 (環境省)  
<http://kouikishori.env.go.jp/>
- ・ 「災害廃棄物情報プラットホーム」 (国立研究開発法人国立環境研究所)  
<https://dwasteinfo.nies.go.jp/>

#### 【関係資料】

- ・ 「災害廃棄物対策指針」  
<http://kouikishori.env.go.jp/guidance/guideline/>
- ・ 「災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料」  
<http://kouikishori.env.go.jp/guidance/download>
- ・ 「災害廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金」 交付要綱  
<https://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/subsidy/index.html>
- ・ 「災害関係業務事務処理マニュアル」  
<http://www.env.go.jp/recycle/manyuaru2101.pdf>
- ・ 「埼玉県災害廃棄物処理指針」  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0507/saigaihaikibutsu-syorishishiin/syorishishin.html>
- ・ 「埼玉県地震被害想定調査報告書」  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/higaisoutei/higaisouteihoukoku.html>
- ・ 「寄居町地域防災計画」  
<https://www.town.yorii.saitama.jp/uploaded/attachment/6891.pdf>

資料2 仮置場候補地の位置

No.	名称
1	環境事業所
2	汚泥再生処理センター 広場
3	ふるさと自然の森用土公園 駐車場
4	菅原公園
5	諏訪公園
6	寄居ニュータウン内公園
7	寄居運動公園 多目的広場
8	寄居運動公園 野球場
9	鉢形城歴史館 駐車場
10	寄居町有地
11	藤田町有地
12	牟礼町有地
13	富田水道用地
14	寄居町営住宅跡地
15	藤田町営住宅跡地
16	埼玉県環境整備センター内 三ヶ山緑地公園



